令和4年6月定例会会議録

令和4年豊郷町議会6月定例会は、令和4年6月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1	畨	日片	日比野		_
2	番	辻	本		勇
3	番	中	島	政	幸
4	番	村	岸	善	_
5	番	前	田	広	幸
6	番	高	橋	直	子
7	番	西	澤	博	_
8	番	鈴	木	勉	市
9	番	西	澤	清	正
1 0	番	今	村	恵美	()
1 1	番	河	合		勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長	伊	藤	定	勉
教	育				長	堤		清	司
総	7	務	誹	Į.	長	清	水	純-	一郎
企	画	振	興	課	長	Щ	田	篤	史
税	務		課		長	Щ	П	昌	和
保	健	福	祉	課	長	森		ちま	うき
医	療	保	険	課	長	西	Щ	喜仁	史为
住	民	生	活	課	長	辰	見	栄	子
会	計	徻	宇	理	者	馬	場	貞	子
人	権	政	策	課	長	西	Щ	逸	範
地域整備課長兼上下水道課長					山	田	裕	樹	
産	業	振	興	課	長	畄	村	浩	孝

教 育 次 長 小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 森 本 智 宏

 書
 記
 神 辺
 功

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長 皆さん、おはようございます。6月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で会議開会定足数に達しております。よって、本 日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時04分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番、辻本勇議員、3番、中島政幸議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないことになりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、一般質問を行います。

一問一答で行います。

まず、町長にお尋ねいたします。健全運営の町体制を進めるためにという項目で、町民生活は自公政権による新自由主義によります格差と貧困の拡大で、賃金は上がらない、年金は下がる。コロナ禍の中、地域の中小零細業者は収入減、さらに消費税は10%増税や、高い医療・介護保険料で困窮しています。この中で、税金で賄う町財政の健全運営が問われています。そこで2点につき、町の見解を問います。

1点目、前大野町政下で始められた、町民原告による住民訴訟、町官製談合裁判は、伊藤町政に替わっても、前町政の方針を引継ぎ、町は官製談合はなかったという立場で、町の弁護士費用を町費で賄ってきました。しかし、裁判所の判決は、前町長関与については証拠不十分としましたが、町公共事業で談合があったと認定し、談合業者らに対し、違法利得金約5,000万円の町返還を命ずる判決を出しました。しかし、先の3月議会で、町は未返還業者がいることを明らかにしました。未返還業者は何件で、その金額はそれぞれ幾らかの説明と、これを

どう回収するのか、町の説明を求めます。

2点目、役場庁舎改築事業は、令和3年度末で完成しました。伊藤町政では、約13億円をかける大型公共事業でした。この工事のために、町基金繰り出しや、また、国庫補助金、起債なども挙げました。その結果について、納税者である町民に説明をする必要があります。総事業費の財源内訳として、町費の金額、国庫補助金の金額、起債総額と償還年月、また、年償還元利合計金額などの説明を求めます。また、今後少子高齢化の中で、後年度負担を減らす町方針について、見解を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 改めまして、おはようございます。

それでは、10番、今村議員の健全運営の町財政を進めるためにのご質問についてお答えをいたします。

1点目の未返還業者については、一般会計、特別会計合わせて3件で、金額は約1,260万円、23万円、15万円で、合計約1,300万円となります。この3件につきましては、当時、弁護士に依頼し、損害賠償請求の裁判を起こし、回収を試みましたが、返済能力がなく、その後、2件の個人も亡くなられ、また、法人についても休眠状態で、資産等もなく、回収については困難と考えております。

次に、2点目の役場庁舎の建て替え整備工事についてですが、総事業費12億6,324万円で、財源は一般会計5億2,924万円、起債7億3,390万円。後年度に交付税で措置される額は1億8,350万円を見込んでいます。起債については、全て30年償還で、令和元年に2億9,320万円、償還が年1,286万円。令和2年度が1億4,680万円、償還が年645万円、令和3年度が2億9,390万円で、償還が年1,335万円です。ただし、一番多い年の償還額を答弁させていただきましたが、利息は年々減っていきます。

最後に、後年度の負担を減らすためにということですが、従来から可能な範囲で繰上償還を実施しておりまして、今後も積極的に行っていき、少しでも負担が軽くなるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 まず、談合裁判の未償還金の問題につきましてですが、この問題につきまして

は、私もこの原告団に入っていましたので、中身はよく分かっているんですが、 平成28年の3月議会の一般質問でも、この未償還問題はどうするのかという 質問を行いました。そのときも3業者があるということで、それについ て、1,300万円、ほとんど変わらないという形で残っている状況ですが、こ のときに、最終的に当時の村田総務課長が、今後どうするのかという話をお聞き したところ、この問題は、地方自治法の施行令171条の7に履行期限後、10 年たつと時効という話もありますが、この案件に関しては時効はありませんと いうことで、未払いについての請求は、先ほど、その後、損害賠償請求されて、 ないとこから取れないという結果だったというのは分かりましたが、それにし ても、あれからまた随分たっていますが、そして最終的に、その当時の総務課長 がおっしゃったのは、回収が見込めない、もうこのままでいくと不納欠損になる という前提をする場合においては、債権放棄を含めた内容について、議会の方の 議決を得ていきたい。この方法しか現実的ではないかなと考えておりますと、そ の当時おっしゃっているんですよね。今日までそれをまた放置されてきたんで すが、町長は、このとき、そういう議会での質問を受けて、一応、損害賠償請求、 弁護士費用を出して町費から、やっていただいたわけですが、今日においてはど ういうふうにこれを解決の方向で考えているのか、答弁をお願いいたします。

また、庁舎の改築事業の、この起債について 7 億円、交付税算入の交付金が 1 億ちょっとという話ですが、当初はもうちっと交付金も入ってくるんじゃないかなという話ありましたが、交付金がその額に至った理由は、説明してください。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再質問にお答えします。

債権回収ですけれども、2名の方はもう亡くなっておられますし、法人については、幽霊法人的で、資産もありません。来るべき時期に議会に提案させていただいて、即実行していきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の庁舎の方についてのお答えをさせていただきます。

当初につきましては、事業費全てが交付税対象の起債が見込んでおりましたが、解体と別館工事の部分がこの交付税対象となる起債の対象になりませんでしたので、その分、当初の見込みよりも少なくなっているということでございます。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 再々質問です。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 町長は、債権放棄で、議会の議決をもらいたいとおっしゃっておりましたが、町長責任というのはどういうふうに感じておられるんですか。地方財政法の昨日も申し上げましたが、町の公費を使ってやる公共事業には、最小の経費で最大の効果を上げなくてはいけない。また、地方自治法においても執行権者の町長の責任というのは必ず明記されておりますが、そういった面で、こういう問題を放置してきた責任、また、裁判費用をかけたその費用と、それから起債と、国庫補助金の国への返還もしなきゃいけなかった。こういった問題の町長責任というのはどのように考えているのか、それをお聞きしたいです。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 債権回収にしっかり当たってきた状況がこういう状況でございます。職務全 うしてきたつもりでございます。よろしくお願いします。

河合議長 次の質問にいってください。

今村議員 続きまして、少子化、低所得対策の充実をということで、町長にお尋ねいたします。

我が国の人口は、少子化の中、減少社会が続いています。また、自公政権によるアベノミクスの失政により、一握りの大企業や大金持ちに富が集中する格差と貧困が広がりました。しかし、衣食足りて礼節を知るということわざがあります。つまり、生活にゆとりができてこそ、礼儀や節度をわきまえるようになる。政治の要は、国民のゆとりある生活にあるという例えです。このことを町政で体現するためには、困っている町民に向け、町施策の実施が必要です。以下の点について、町の見解を求めます。

1点目、子育て応援施策として、国保世帯の子どもの均等割高校卒業まで無料にする。

2点目、町補聴器購入助成事業を現行の本人町民税非課税者に加えて、本人合 計所得金額120万以内の課税者まで拡大する。

3番目、第8期介護保険の所得段階別介護保険料の中で、第4、第5、第6段階の介護保険料の対象者に対する町独自の負担軽減を実施する。について答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の少子化・低所得対策の充実をのご質問のうち、私の方からは、1番の子育て応援施策として、国保世帯の子どもの均等割の高校卒業までの無料化、及び3番目の第4から第6段階の介護保険料の独自負担軽減の実施についてお答えいたします。

まず、1番目の国保世帯の子どもの均等割の高校卒業までの無料化についてですが、令和4年3月議会での鈴木議員のご質問にお答えしたとおり、減免は個別の税負担能力、いわゆる担税力により決定されるものであるから、画一的な減免基準を設けることでは適当ではないとされていることから、実施の方はいたしません。

3番目の第8期介護保険の所得段階別介護保険料の第4、第5、第6段階の被保険者への負担軽減につきましても、収入のみに着目した一律の減免については、介護保険制度の趣旨に鑑み適当ではないことから実施の方はいたしません。以上です。

保健福祉課長議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは②町補聴器購入助成事業を現行の本人町民税非課税者に加えて、本人合計所得金額120万円以内の課税者まで拡大するについて、お答えをさせていただきます。

昨年度、世帯全員非課税から申請者非課税に要件を変更させていただきましたので、所得要件の変更については、様子を見ていきたいと考えます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 まず、国保世帯の18歳までの均等割、これを無料にした米原市、ここの国保担当者に先日伺いまして、その内容について伺いました。あそこの均等割は、1人分3万2,300円ですけれども、それを、国の今回の均等割の減免は就学前の子の半額減免という形でありましたが、その中で、米原市では、未就学児の半額分も含めて18歳まで、約300世帯ということで、1,100万のこれは、子育て世帯の支援金という形で、今月6月15日以降に、対象世帯に全員その通知等を配布するという話をお聞きいたしました。

この財源はどういうふうに充ててはるんですかという形で聞きましたら、4年度の新型コロナ地方創生交付金の中で、子育て支援部分と、それから低所得部

分、それで申請をしたら国がそれでよろしいということになったので、それを充てますということで、その滞納世帯なんかに対してはどういう対応なさるんですかと聞きましたら、これは、一般会計で子育て支援金という形で支援、お金を均等割分払います、皆さんにお配りするので、国保会計には何ら、国保会計の、あそこは国保税やったんか、税収的には何ら問題はないという話で、先にもう皆さんに、滞納世帯含めて全部子育て支援金としてお渡しします。それで、あとは国保の高い、かかっているお金を皆さんから頂きますと。均等割も含めてというお話でした。

これ、すごい何かすごく頭を使って知恵を出して工夫したなと思いました。これでいきますと、うちは国保の18歳までの医療費無料化やっていますが、これに対しては、国は、医療費無料化、国の制度就学前ですから、それよりこうしたところは、調整交付金でペナルティーカットをしているんです。でも、この均等割のやり方はペナルティーの対象にならないんです。国保税の課税した金額は変わらないわけですから。だから、そういう面でもできるということで、うちはやりますというお話でした。だから、そういうふうに、やっぱり町とか自治体で工夫をすれば、やっぱり先の新聞ですごく報道されましたが、出生率1.3%下がった。こういうことを改善してやっぱり国を、子どもたちの未来をつくっていくためには、町独自でできる施策を考えるべきだと思います。それについてどう思いますか。

それと、補聴器の問題ですが、本人、認定する人が非課税と。世帯から本人非 課税に多少変えたと言いますが、全国では、これは愛知県の設楽町の場合は、所 得制限なし、全員対象で、助成額上限5万円、そういうやり方で取り組んでいま す。

ここでお聞きしたいのは、この令和2年にあれは要綱できたんですか。令和2年と令和3年で、どれだけこの購入補助をもらった件数は何件あったんですか。ここも、介護認定に関わる聴力検査ということで、介護認定者の聴力検査をしたら、約半分が、やっぱり聞く耳の難聴の、そういう判断もあるという形で出てきていると、半分以上が。そういうのが出ていましたが、うちの状況で、介護保険の認定の中で、認定作業の1つで難聴というのはどのくらいあったんでしょうか。そういうのをちょっと説明してください。

それから、第8期介護保険、これは、うちの第8期介護保険で、第4段階世帯 課税、本人非課税で、第5段階も世帯課税、本人非課税、第6段階から課税にな ります。その人数は、介護保険の65歳以上の第1号被保険者の中で、45%い るんです。だから、約5割弱の人がその対象者ですが、先ほども申し上げました が、介護保険会計から出したくないというのは、いろいろ国のいろいろありますので、それが、そこは百歩譲ったとしても、一般会計施策として、老人健康施策の、そういう支援金的な形で、町としても取り組めば取り組めないこともないなと考えていますが、この点について見解を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

米原市さんの件につきましては、こちらの方でも確認の方をさせてもらいまして、子育て給付金という形で、国保世帯にのみ給付しているということですけども、当然社会保険、国民健康保険それぞれの制度の中で、ご負担いただいております保険料の中のうち、均等割が社会保険にないという部分を、子育て支援として給付金として出すことそのものが、公平性の観点から見て適切ではないと現時点では考えております。本来の子育て支援という形であれば、当然児童手当のように、全ての世帯に対して支援していくのが適当かなというふうには考えております。

また、本町では、当然、県内でも少ない給食費の無料化、小・中学校の入学助成金、福祉医療費の18歳未満までの無料化、特には去年、昨年度も増やしましたけども、子育て応援助成金の方で1世帯5万円という、それぞれ子育て世帯に対する給付の方はもう既に行っておるところから、現時点ではやらないということになっております。

あと、介護保険についての難聴ということですけれども、調査項目に難聴という項目の方はございませんので、難聴なのか、高齢、年齢による耳が遠くなった方というのは個別に判断の方をしておりませんので、介護保険の中で、難聴が何件あるというのは現時点では把握の方をしておりません。

あと、介護保険料の一般施策としての老人給付金ということですけれども、基本的に介護保険というのは保険制度の中で、当然、それぞれご負担いただいて持続可能な制度運用をするというのが原則になりますので、その部分と、老人施策としてそれぞれ給付するというのであれば、当然今現時点では冷暖房費の助成の方もしておりますので、それぞれ現行制度の中で対応できる部分であろうかなというふうに考えておりますので、個別に事業の方、実施する予定は現時点では考えておりません。

以上です。

保健福祉課長議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

補聴器の購入費の助成事業の実績ですが、令和2年度は2件、令和3年度は6 件でした。今後も周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員

この子育て支援施策として、米原市、国保世帯の子どもさんに対して均等割を 子育て支援金としてお渡しするというのを、あそこの平尾市長は新聞のコメン トにこう書いてあったんです。社会保険制度などでは、子どもに人頭割の均等割 はないと。それなのになぜ国保に関しては、子どもにも人頭割の保険税をかける のか。このこと自体が間違っているって本人はおっしゃっているんです。私もそ う思います。そういう、収入もない子どもたちから、その子どもにも人頭税とい うか、そんなもう前近代的な課税方式を、国保の会計の中では取っているわけで す。だからそれを、やはり、少しでもこの今の少子化の中で、子どもを産み育て る応援にしたいということで、そういう地方創生の基金も、創生交付金もいろい ろ項目がいっぱいありますから、そういうのを担当者も駆使したんだろうと思 いますけど、でもそういうことってほんまに自治体に住んでいる子育て世帯か ら本当に喜びの声が上がっているんです。今、先ほども申し上げたように、収入 も減るし、コロナで本当にいろんな面で生活困難になってきている子育て世帯 も多い中で、やはりそういうことを豊郷でもぜひ実施してほしいなと思ってい ますが、でも、こういう問題は最終判断をするのは町長なんですよね。町長は、 今、担当課長は考えておりませんと。公平性に欠けると。私から見たら、この国 保の方が公平性に欠けているんだと思いますが、そういう判断をされました。

また、介護保険につきましても、豊郷町の介護保険料、標準額で6,400円ですよね。これは、本人住民税非課税の方で標準額6,400円を払っている人は347人もいらっしゃるんですね。しかし、世帯が非課税だった場合には、この標準額の人たちの金額というのは、第2か第3まで下がるんですよね。第1段階の人も中にはいると思いますが、だからそういう面ではこれも非常に公平性に欠けていると。第1号被保険者は、基本的に国の制度は、介護保険は年金からの天引きで特別徴収しているわけです。中に普通徴収の方もいらっしゃいますが、基本的に年金からばっさり引かれるんです。そういう中で、世帯が課税世帯の中で暮らしていたら本人非課税でもこの高い介護保険料を払わなきゃいけない。そうなるとそれ払うだけでもう利用料までやっていけないということで、介

護抑制にもつながって、介護、どんどんやっぱり進行が早い。

難聴の問題でも、愛知県の設楽町の場合は、やっぱり介護保険認定に関わる聴力調査というのを実施しているんです。だから豊郷でも、役場の担当課で、その項目は簡単なんですよ。普通に聞こえる、やっと聞こえる、大声で聞こえる、ほとんど聞こえない、判断不能という形で自分はどこに当てはまりますかと、介護認定者に聞いて調査をされた結果が、やはりもう、5割強、6割近い人がやっぱりそういう聴力にも多少問題があるというのが、6割じゃない、半分ぐらい出てきているんです。だからそういう人たちが、日常生活で外に出て皆さんと会話をして、そういうコミュニケーションを取りながら暮らしていける状況をつくる方が介護保険のサービスを認定の速度も落ちますし、本人もやっぱり楽しく暮らせるということが一番大事だと思うんです。その金額、しれてますので、ここでも上限5万円という形ぐらいしかないので。だから、そういうことは積極的にうちの町政でも取り組んでいただきたいなと思っております。

そして、この問題については、担当課の課長さん2人からは答弁いただきましたが、執行権者の町長がどういう考えを持っておられるのか、それはやっぱり町 民にとってはぜひお聞きしたいことなので、町長の答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問にお答えします。

それぞれ市・町の市長、町長が判断されてされることであって、豊郷町は、私 と職員が協議して、豊郷の、豊郷の施策をやっていくのであります。どうぞよろ しくお願いします。

今村議員 次行きます。

河合議長 次、どうぞ。

今村議員 続きまして、同和対策事業の完全終結に向けて、町長にお尋ねいたします。

この間、私は、改良住宅譲渡事業の推進を訴えてまいりました。これは、豊郷町が町の一大事業として行ってきた同和対策事業の完全終結に向けて最後の事業として改良住宅の譲渡事業があると考えているからです。しかし、町の取組は、初め高野瀬団地から進め、分離型改良住宅のほぼ譲渡を実施したのですが、その後の長池団地では対象譲渡は遅々として進まず、結果的には多くの未譲渡住宅がある現状です。そして町の説明では、譲渡できなかった改良住宅は、町営住宅と同様に入居者の月例収入に応じた家賃をかけると言っています。しかし、改良住宅入居者はその説明を町から受けていません。私は、同和対策事業に協力した町営住宅入居者や改良住宅入居者に対して、改良住宅事業にも協力を、譲渡事業

にも協力を要請し、譲渡事業の早期完成をすることが町の責任だと考えますが、 町の見解を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の豊郷町同和対策事業の完全終結について、人権政策課からお答えをいたします。

住宅譲渡については、いろいろと問題が山積されておりますが、入居者の交渉 の場で少しずつ理解を求め、早期譲渡に向け努力していく思いでございますの で、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 今村議員、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 課長は、そのお気持ちだけを示されても結果が分からないとあまり納得はできません。令和2年度の改良住宅の譲渡率、全体の。33%と、これは議会でも答弁されておりますが、令和3年度の改良住宅の譲渡率は何%でしたか。そして今年度、令和4年度の譲渡、見込みとしては何%になる予定ですか。

それと、ここで申し上げているのは、町営住宅。町営住宅の、公営住宅の入居 者にもその譲渡の対象を広げるべきではないかということを申し上げているん ですが、何の返答もありませんでしたが、公営住宅法施行令第2条で定められた 住宅使用料の算定基準は、全国統一の金額があります。それによると、1から6 段階の区分があるんですが、3万4,400円から6万7,500円の6段階の 標準基準があります。これに対して、全国の市町村立地係数というのがあるんで すよね。その建物の構造とか、年数とか、またそこの地価とかいろんなそういう 立地係数を入れて、公営住宅の家賃は決まる。もう既に、うちの改良住宅以外の 町営住宅はこの家賃体系でやっています。今一番高い人で、家賃は幾ら払ってい らっしゃるんでしょうか。その金額と、それと、もう1点は、改良住宅ですね。 改良住宅の家賃というのは、4,800円から、この町の条例では月額です よ、4,800円から、月額1万1,000円まで。1万1,000円という家賃 体系になっております。この人たちに、この譲渡事業を終わらせて公営住宅並み の家賃を課すというお話だと思うんですけど、それよりもまずは譲渡を先に進 めていくということを考えていないのかと。もう同和対策事業特別措置法 が2002年にもう法律はなくなりました、もう20年たっています。何を、こ れほど譲渡の事業が遅れるのかが理解できないんですが、課長でも町長でも結

構ですので、答弁を。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度譲渡実績でございますが、2件でございます。それと譲渡率でございますが34.8%。令和4年度見込みですが、35.5%。一番高い公営住宅家賃7万3,100円でございます。

それと、一番最初の質問ございますが、町の説明では譲渡できなかった改良住宅は、町営住宅と同様に入居者の月例収入に応じた家賃をかけと言っています、と書いておりますが、町側の説明というのはうちの町では行っておりません。当然、改良住宅の入居者が聞いていませんので、そのとおりかと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

今村議員 はい。

今村議員

河合議長 はい、どうぞ。

私が課長にも町長にも申し上げたいのは、豊郷の同和対策事業というのは本当に不良債権化しないで、起債も全部償還して、貸付金の新築資金特別会計も黒字で終わって、今、残務、残っているところが毎年償還していただいているわけです。そんなのは県下の中で、本当にもうあんまりなかったんですよね、そういうところって。みんな焦げついて、結局お金が起債償還できないから、一般会計から一般財源を使って、起債償還金をつくったりとか、いろんなことをしている中で、豊郷の同和対策事業に協力した関係住民の皆さんはすごく頑張って、新築資金も返してきたし、固定資産に関しても、甲良なんかは最近もう、何か5割減免とかありますが、豊郷の場合は、移住、そちらに分譲地に移行して5年間、緩和措置で、固定資産税の減免がありますが、5年以後は、もう他のところと全部一緒という形で、そういう面ではすごい税収としても豊郷は、町税が伸びたんです。同和対策事業をやって。こんなところで、何で改良住宅の譲渡ができないのかと。私、非常にそれは町の怠慢だと思っていますが、このことについて最後、町長にお尋ねします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員の再々質問にお答えします。

なかなか、やはり入居者との合意が得られないというのと、全国的になかなか 改良住宅の譲渡は、遅々として進んでおりません。これまでのお答えしたとおり、 豊郷町の方は、いまだにこのように努力させていただいて、少しずつでも進めさせていただいているところでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

今村議員 はい、次。

河合議長 次、どうぞ。

今村議員 次の質問、行きます。

お金を使わず、環境にツケを残さないごみ行政をということで、町長にお尋ねいたします。

徳島県上勝町ではゼロウェスト、ごみゼロ宣言を行い、焼却ごみの8割を分別資源化し、ごみ焼却に係る町費の削減を進めて、環境に優しい町政を実施してきました。地球温暖化を止めるために、豊郷町でもごみ行政の見直しが待ったなしです。そのために、彦愛犬広域行政組合で計画中のごみ処理施設建設は変更見直しをすべきと考えますが、町の見解を求めます。

住民生活課長議長。

河合議長 辰見住民生活課長。

住民生活課長 それでは、今村議員のお金を使わず、環境にツケを残さないごみ行政をについ てのご質問にお答えいたします。

> 新ごみ処理施設建設につきましては、2001年に湖東地域一般廃棄物処理 広域化事業促進協議会が発足して以降、近隣自治体で共同して取り組んできて おりますので、今後も彦愛犬広域行政組合を中心として、1市4町で取り組んで いきたいと考えております。施設規模が過大とならないよう、各自治体が、さら なるごみの減量に取り組み、努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお 願いいたします。

今村議員 はい。

河合議長 再質問。

今村議員 今、世界では、パリ協定以降日本は、日本もそこに参画ってある、温室効果ガス削減目標など日本も出したんですよね。それで、令和3年10月22日閣議決定、公表されました。地球温暖化対策計画で、政府の総合計画では2021年4月にこのあれを出しまして、2030年において温室効果ガス46%削減、2050年度はとんとんにしたいとかなんとか、目標は出しておりますが、取りあえず2030年までに46%、5割弱は削減すると国際的に公言をしているわけです。そういった中で、この広域のごみ行政の削減率は僅か15%を目指すと。この上勝町のよさというのは、ごみの生ごみや対策にするのと、不燃ごみも、もう33分別をして8割資源化すると。それを町民全体に協力をお願いし

て、また企業とも連携してやっているということなんですが、このことに対して 豊郷、生ごみ堆肥化はちょっとは拡大していこうと思っているみたいですが、遅 過ぎると思うんです。それについて、最後に町長にお尋ねします、どう思ってい るのか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再質問にお答えします。

しっかりと1市4町が協力しながら、やはり国の方針も考慮しながら、2030年に46%削減に向けて努力してまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願いします。

今村議員 ありがとうございました。

河合議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、一般質問の方に入らせていただきます。

町長にお尋ねいたします。自治会整備事業補助金について。2021年4月から新たに始まった自治会整備事業補助金について、以下の点について見解を求めます。1、補助対象団体は。2、現在までに交付された対象団体は。3、補助の対象事業は。4、交付された対象団体の事業内容は。5、補助金の額は。6、自治会整備事業補助金の目的をお伺いします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の自治会整備事業補助金についてのご質問にお答えいたします。

1の補助対象団体は、大字自治会です。2の、現在までに交付された対象団体は、大字四十九院、大字安食西、大字八町、大字八目の4団体です。3の補助の対象事業は、補助事業者が管理運営する施設整備のための土木工事として、舗装工事やフェンス設置工事及び外構工事のほか、町長が認めたものです。4の交付された対象団体の事業内容は、2字が旧公民館の解体工事、1字がグランドのフェンス改修工事、そして1字が公民館の外部修繕工事をされました。この補助金の額は4字とも200万円です。6の自治会整備事業補助金の目的は、主にコミュニティ助成、いわゆる宝くじ助成事業の対象外となった事業を補完することを目的とした補助金です。

以上です。

河合議長 中島議員、再質問。

中島議員 はい。

河合議長 どうぞ。

中島議員 再質問、入ります。

この自治会整備事業補助事業は、今言われたように、事業、100万以上の事業に対して補助率を10分の10として上限を200万とすると。補助事業者が管理運営する施設整備のための土木工事として舗装工事、フェンス設置工事及び外構工事のほか、町長が認めたものとするということで書いております。また、1補助事業につき1度限りともなっております。自治会整備事業補助金交付事業の趣旨は第1条には、豊郷町では、自治会が地域活動の中心を担ってきたが、近年は自治会の活力低下が課題となっていると。少子高齢化に伴う地域福祉の向上や行政の協働のまちづくりを推進していくために、自治会が活力を取り戻すことが重要である。これに資するため、町長は補助対象団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することによって、良好な団体運営を推進する。後に続きますが、大変いいものと私自身は認識はしております。補助事業が管理する運営施設事業、町が行っているため、土木工事や、舗装工事、フェンス設置工事及び外構工事と限定された事業については、豊郷町でもこれに使いづらい自治会があるということが分かっておられると思いますけれども、その部分に関しては、少し幅を広げてはどうかなというふうに思います。これ1点です。

もう1点は、趣旨の中で、自治会が地域活動の中心を担ってきたが、近年は自治会の活力低下が課題となっていると。少子高齢化に伴う地域福祉の向上や行政との協働のまちづくりを推進していくために、自治会が活力を取り戻すことが重要であると書かれております。また、頑張る自治会応援プログラム補助金とよく似ているようでちょっと少し目的が違うように思います。自治会が活力を取り戻し、地域福祉の向上や行政との協働ということであれば、教育と同じく、継続性がなければならない補助事業のように思われます。これ、金額の見直しも含め、継続する方向で考えてみてはと思いますが、見解を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

初めに1点目、この補助金は使いづらい自治会についてということはあった と思うんですけども、現在も、昨年3年度から、この4年間、4字ずつの事業を 要望としてお聞きをするようになっています。今現在利用された方、団体もあり ますし、今後あと3年間ありますので、それに使いづらいというよりは、何かこ こにあります、目的にありますように、自治会が活力を取り戻すことが重要な施策となっておりますので、各自治会の団体さんの方で、この活用について検討していただきたいと思います。

また、2点目の今後継続していくという、いくかということですけれども、まだ3年間あります。残り、この補助金を活用される全ての自治会が、この補助金制度が利用された後に、また自治会長さんの意見を聞きながら、この制度の本当に必要なのか、また、継続していくかとかということを、また検討してまいりたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 どうぞ。

中島議員 あと3年間残っていますので、なかなか答えづらいところかと思います。ぜひともいいものつくられたので残していただきたいというのが私の本音ですけれども、自治会が活力を取り戻すということを僕は、土木工事とかそれも必要かも分かりませんけど、本来、その1回きり、その活力が本当に取り戻せるのか。やはりこれは、先ほども言ったように、教育と同じで、継続性が必要ではないのかと思います。形を変えてでも、ぜひともまだまだ時間はありますけれども、残す方向で考えていただければと思います。また、このコミュニティー事業に、そこに該当しない部分に充ててですけれども、正直言って、三ツ池区、大町区に関してはなかなか使いづらい部分があるというところです。そこら辺は自治会さんとちょっと相談していただいて、非常にいいものですので、使っていただけるようにしていただければと思います。そこら辺ちょっと今のところで相談していただけるのか、また、今後、今から自治会と話し合って、今後のこの事業の捉え方というか、そんなことを検討していただければと、お願いいたします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたように、まだ利用されてない自治会さんもありますので、また、利用された後、ご意見等をお伺いしたいと思います。また、三ツ池、大町さんの方ではちょっとなかなか使いづらいということですけれども、また団体さんの役員さんなり、またご意見を伺って、また役場の方にも相談をしていただきたいと思います。

以上です。

河合議長 次の質問いってください。

中島議員では、次の質問に入ります。

町長にお伺いいたします。コロナ禍における地域の伝統の文化について。コロナ禍の中、地域での伝統の祭りや行事が相次いで中止されています。こうした状況が長く続けば、祭りや行事自体が消えてしまう懸念もあり、次の世代へつなげていくための知恵や工夫を凝らし、一部の自治会や団体では打ち上げ花火などを計画するなど新たな取り組みが行われています。コロナ感染の収束の見通しが立たない中、中・長期的な取組と、しっかりと支援する仕組みが必要と考えるが、見解を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の、コロナ禍における地域の伝統と文化についてのご質問にお答え いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、2年以上にわたり、地域でのお祭りや行事が中止及び縮小されてきました。この間、地域では、役員の交代などにより運営方法などが次の世代に継承されなくなり、今後の自治会活動に支障が出てくるといったお声もあります。そういった中、徐々にイベントの再開などの動きもあります。今後、自治会活動などが再開されるに当たり、コロナ対策の方法や自治会行事の運営方法などについて、適時、情報提供をしていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 全国的に見ても、地域で伝承されている民俗芸能や風俗習慣、民俗技術に関しても深刻な影響が表れていると。以前からこの問題は高齢化や人口減少によって存続が難しくなりつつあるという問題もありました。今回のコロナ禍がそれに拍車をかけて、豊郷町でも春には太鼓の鐘の音が鳴り響き、夏に江州音頭の声が聞こえる、小さな頃から当たり前だったような姿がなくなり、祭礼や展示、盆踊りや子ども会などのイベントが中止され、衰退してしまわないかというふうに心配しているところです。そのような状況の中でも、自治会においては知恵を出し、工夫を凝らして、地域の人たちが少しでも元気を届けようと、秋には各地で上がる花火のような新たな文化が生まれようとしています。伝統的な文化を

守り、新しい文化も取り入れる。町はそのような文化をどのように考えているの

かお聞きいたします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

各地域における、コロナ禍で暗いニュースがあった中、地域で元気づけられるイベントなどを開催されたことにより、たくさんの方の好評の声も役場の方いただいております。ただ、先ほど申し上げたように、もともとあった自治会活動が徐々に再開されつつありますので、そういうところで対策などを含めて、最優先で考えていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 いろいろとこの新型コロナウイルスが発生して、いろいろと消えていった部

分もあるし、新しく皆さんの努力で、自然発生的に生まれてきたものもあると思います。人の活動によって支えられているリビングへリテージという、生きてい

る遺産ですね。その影響がかなり深刻になっていると。少子高齢化に伴う地域活

動の向上や行政との協働まちづくりを推進していくためにも、自治会が活力を

取り戻し、先ほど言ったように、自治会の整備事業や、各自治会が自由に独自の

プロジェクトを考え魅力ある豊郷につなげるような積極的に取り組む事業に対

し、交付される頑張る自治会の応援プログラム補助金は、行政からの、これも発

信です。コロナ禍中で祭りやイベントが中止され、新たに取り組まれた花火のよ

うなイベントは人と自治会がつながりを超えて、商工会などの団体にまで波及

していると。これは地域からの発信で、少し質の違うものではないかというふう

に考えます。それ自体、行政が目指す本当の地域の活力ではないのかと思います。

ウィズコロナで祭りやイベントが再開されれば、当然、予算がかかり、このような自然発生的な、各地で上がるような花火、いろいろそれに伴うようなイベン

ト、私も多方からも聞きますが、豊郷町は花火がたくさん上がるからいいねとか、

小さい子どもからも聞きます。このようなものを残すためにも、町も少し、いろいろなところと話し協議を持っていただければと思いますが。 先ほども何回も

言いますけど、伝統的な文化や、文化を残す、守らないと絶対残りません、守ろ

うとしないとね。また、新たな文化も、今度は応援しなければなりません、行政

は。そのような応援する仕組みづくりを考え、そこに行政が乗っかり、自治会や

団体に新たな応援する事業を考えてはどうかと思いますが。これは今すぐ答え

は出ないと思いますけれども、今後、町長含め、行政で考えていただけるのか、 ちょっとお聞きしたい。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再々質問にお答えいたします。

コロナによっていろいろできなくなったイベントとか、たくさんあったんですけども、この代替策として、地域の住民さんの応援事業というか、地域の皆さんが明るくなるために花火など企画されてきたと思います。先ほども申し上げましたように、徐々にイベントとかが実施されるようになってきたら、保有団体と言いますか、商工会とか、自治会独自でやってきた行事も必要なくなるというか、ちゃんと今までのお祭りやらが実施されてくるとこういうこともなくなってくるのではないかということで、これに対してまたコロナ対策などを十分取った運営方法などについては、また、町の方とか応援していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 次の質問いってください。

中島議員 次の質問に入ります。

町長にお聞きいたします。ウクライナ避難民の支援体制についてお聞きいたします。2022年3月2日に岸田首相が、ロシアによる軍事侵攻でウクライナから第三国に逃れた避難民を受け入れる方針を示し、滋賀県でもウクライナ避難民を支援するための支援金の募集が始まりました。5月9日時点で、県の発表では3組の方が避難をされ、彦根市では避難民の方がキッチンカー購入に向けて寄附募集を行っております。豊郷町は避難民受入れ要請があった場合、町営住宅の提供や生活支援等、町としてできる限りの協力をする体制づくりが必要と考えるが、見解を求めます。1、生活支援、住居等の提供、生活相談など。2、妊婦、乳幼児、子ども、障がい者、高齢者等が含まれる場合に必要な支援。3、医療支援、健康診断、ワクチン接種など。4、言語支援、通訳の手配、募集、翻訳など。5、ウクライナ緊急支援給付金の支援体制、難民生活を送るウクライナの方々の支援募金。6、ウクライナ概観、エピソードとか、歴史、映画、宗教、地理、日常生活、食事などの職員への教育というところ。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、3番、中島議員の、ウクライナ避難民の支援体制についてのご質問にお答えをします。

ロシアのウクライナ侵攻については、恒久平和宣言を行っております本町に とっても本当に許し難く、被害に遭われた方に哀悼の意を表するものです。

さて、ご質問の避難民支援ですが、議員が例示していただきました1から6、特に4番の言語の部分で非常に困難が生じるとは考えておりますが、本町に避難された場合に備え、先行自治体を参考に、準備ができればと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 他の課も答えてくれるかなと思ったけど。当然、他の市町、いろんなところを参考にしていただいて、その体制づくりをしていただくというのは、今課長が言われたとおりだと思います。でも、そう言っても避難された方々の状況に合わせて、またその対応も変わってくるかとかと思いますので、今、各課、いろいろと答え出してくれるかなと思ったけどなかったので、各課、必ず準備が必要だと思いますので、今のうちに、準備していただくと。なぜこのようなことを言うかというたら、この避難民の方が行政から入ってくることはほぼないかと思います。誰かを頼って、仮に豊郷に住まれている方へ頼って、来て、初めて行政などの窓、入り口をたたくとなった場合に、行政は、もう即時に対応しなければならない。その方々が、どのような家族構成とか、そのときに初めて分かるというところなので、各課、準備を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員のご質問のありますように、彦根市さんには既に来られているということで、彦根市さんの方にも、どういう状況かということを問い合わせさせていただきました。そうしますと、やはり市だけでは難しいということで、県の方と連携しながら、いろいろ事業されておられるということも聞かせていただきましたので、今後来られた場合、県と、当然国の方も連携していかなあかんと思いますので、させていただきつつ、準備をさせていただきたいと思います。各課の方にはそうやって申し伝えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

中島議員 次行きます。

河合議長 どうぞ。

中島議員では、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問入ります。

ふるさと納税の課題と今後の展開について町長にお聞きいたします。2008年スタートしたふるさと納税は2010年に規模を拡大するとともに、過度な返礼品競争に陥り、2019年には制度の整備が行われ、還元率から質の高さ、体験、交流へと変化が見られる。2020年代、ふるさと納税はこれまで以上に質の充実と多様化が進むことが予想されます。2016年から、豊郷町も返礼品を対象とした本格的なふるさと納税を始め、ふるさと納税にとって新たな10年が始まる前に、課題と今後の展開をお聞きいたします。1、知名度アップ、話題性アップにつながっているのか。2、客数増加につながっているのか。3、売上げ増加につながっているのか。4、町内事業者の所得増加につながっているのか。5、地域内経済循環拡大につながっているのか。6、2016年以降の収支比率とサイト手数料比率は。以上お聞きいたします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員のふるさと納税の課題と今後の展開についてのご質問にお答えいた します。

> 1の知名度、話題性アップについては、寄附金額や寄附件数から見ても、知名 度、話題性アップにつながっていると思います。2の客数増加については、平 成28年度の開始当初の寄附件数は2,375件でしたが、令和3年度の寄附件 数は2万6.788件で、毎年増加しております。3の売上げ増加についても、 平成28年度の開始当初の寄附金額は5,690万円でしたが、令和3年度の寄 附金額は4億7,000万円で毎年増加しております。4の町内事業者の所得増 加については、ふるさと納税の返礼品として増加した部分に関しては、所得に反 映していると思います。ただし、個人の所得情報については、ちょっと企画振興 課では確認することができませんので、ご理解賜りたいと思います。 5 の地域内 経済循環拡大につきまして、ふるさと納税の知名度がアップしたことにより、来 客数が増え、その対応による雇用の創出につながったということは聞いており ませんが、返礼品事業者の方で、コロナの影響で小売での来客数が減ったが、返 礼品の発注が増え、助かったというお声も聞いております。6の収支比率と、サ イト手数料比率については、収支比率が、2018年は62.2%で、直近のデ ータで申し上げますと、2020年が約55%です。また、サイト手数料比率 は、2018年度では約14%で、2020年が平均で約6.7%です。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 再質問入ります。

やっぱりコロナ禍の中、いろんな状況で、ふるさと納税がアップしているというところです。あるふるさと納税サイトが取り扱う221団体、677事業所を対象としたコロナ禍におけるふるさと納税の変化のアンケートによると、2019年4月から9月と比較した2020年寄附額の変化を尋ねたところ、約半数の自治体が昨年対比150%以上と回答。変化率は、順々に、昨年対比200%以上が26.7%、150から199%、20.8%、120から149%が19%と続き、コロナ禍以降でふるさと納税の利用が大きく伸長していることがサイトの調べでも分かります。

豊郷町も同じく伸びているんだろうというふうに推測はされるんですけど、 これからの地域活性化としてふるさと納税、人気の地域はどのような段階を踏 まえていくのかということで大きく5段階に分かれると、私自身がちょっと分 析いたしました。

1段階目だと、先ほど言ったように知名度アップ、話題性アップ。豊郷町、こ こがクリアされています。マスコミでも紹介されて、イメージがよくなると。駄 目なところは、知名度さえ上がればうまくいくと思っているところ。多くの自治 体はここでつまずき、結果に無関係な自己満足に終わってしまって、うまくいっ ていないというところ。 豊郷町はここはクリアしています。 2段階目、客数増加、 集客です。客数が増加すればいい。イベントや地域の店舗の集客が上がると思っ ているところ。売上げが増えなかったから意味がなく、単なるここはもう手段に すぎないということで、豊郷町、ここ頑張っていただいていますので、ここクリ ア。3段階目です。売上げ増加、滞在時間が増え、客単価が上がり、地元業者が 潤うと。売上げを増やすこと以上に地元にどれだけ落ちるかということを考え る。売上げ増加は1つの戦術ですので、しっかりと考えていかないかん。ここは うまく、今のところは渡っているんじゃないかというふうに思われます。4段階 目、所得増加。税収が増えるだけではふるさと納税、駄目ですので、売上げが上 がって、原材料費や人件費に回ることで、地域内に落ちて住民の皆さんにどれだ け潤っているかというところもこれから調べていけば、その先が見えてくるん じゃないかと思っています。5段階目、地域内経済循環拡大。地産地消が進み、 地域の企業が栄え、地域内決裁権限が増えると。単に言えば地元に循環するお金 が増えなければ、これからは意味がないし、多分これからの目標になるんだろうというふうに考えます。簡単に言えばショッピングセンターや商店に例えれば、まだ名前が知られているだけネームバリューがあるかも分からん。まぁ、それだけではつぶれます。来店者が来ているが、毎日出血サービス、セールばかりやってもこれもまたつぶれます。客数だけではなく、売上げが上がっているのか。売上げが上がっていても本当に黒字になっているのか。もうかるだけでなく、地域にとって雇用を増やし、税収を増やし、地域の納入業者を増やしているのか。一番大事なのは地域内経済循環拡大、簡単に言えば、もうかったお金が1回地域で回るのか。ここまでの目標を持たないと、今後、なかなか大変な時期に入ってくるのではないかというふうに思われます。そこで、担当課に今後の目標をお伺いいたします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

この5番目のこの地域内経済循環拡大につきましても、まず、町に寄附されていることが、また地域経済の活性化につながっているものだと思っております。 今後も積極的にアピールにつなげて寄附が増加するように努めてまいりたいと 思います。また、目標ということで、3年度は最終4億7,000万でした。今、 目標を5億突破を目標に、努力していきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

うに思います。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 目標 5 億突破と、それは金額的に、非常に目標として大きく、いいかと思います。税収も増えるからそれが地域の循環、地域で使っていただけるから、確かにそのとおりだと思います。私が言うのは、町内の原材料とかそれに関わる人たち、町内でまたもうかったお金が地域を循環してまた町に落ちるというふうなことも考えてはどうかというふうに言っているんですね。目標額がどうかとか、税収がどうかとか、そこにこだわっていると、ちょっと違う方向に行っちゃうので、これからは。だから、しっかりと成功例、成功されているところもありますので、それで。ちょっと調べていただいて勉強していただいた方がいいかなというふ

再質問で、豊郷町で例えれば、旧の豊郷小学校、「けいおん」の聖地として一 躍有名になりましたが、これ、なかったらどうだったですかという話です。言い たいのは100:0で地域内で回すということではなくて、地域内循環を考えるところと、取りあえず売上げだけ、先ほど課長言ったように、取りあえず売上げだけを上げる、税収アップを考えているところでは、今後大きな差が生まれますよという、そこのところ。なぜこんなこと言うかというと、豊郷町、なかなか正直言って優秀なんです、ふるさと納税に関しては。先ほどの段階からいくと、3段階を中心として、2とか4とかを行ったり来たりしているわけです。そう思うと、次を目指さないと、今のままではなかなか下がっていくばっかりじゃないのかというふうに考える。だから、今以上、前課長がしっかりここまでの土台を築いてくれたんだから、次は、その先を目指さないと、ふるさと納税5億目指します言っているけれども、このままいったら下がっていきます、間違いなく。なので、でも、豊郷町、ふるさと納税の税収でいろんなこともやっていただいているので、それがなくなってくれば、かなり困るような状況も増えてくるかと思うので、ここは新しい課長、腕の見せ所というところだと思いますので。いろんなところで協力、でも、そういう、言っているけれども、同じ人が同じことを考えてもなかなかいい答え、出てこない。

なので、豊郷町の次の新たな段階は、新規事業者の開拓、協力業者の意見交換 は今以上に進めていただく。これは今までもやっていただいていると思う。特産 品や加工品、これもいろいろ考えていただいていると思います。地域内経済循環 拡大をまた考えるに当たっても、これからの10年を見据えるにしても、目標を しっかりと定めて、どこに持っていくのか。金額とか税収じゃなくって、地域内 にどれだけお金が落ちるか、地域に、これ、ふるさと納税に携わる人たちがどれ だけ増やすかということを考えて、地元と若い人たち、中学生、高校生、また異 業者が集まる商工会とか、住民の方巻き込んで、連携して、またチームをつくっ て新たな発想も必要かと考えます。そんなことで、今後のふるさと納税を考えて はどうなのかと思いますけれども、多分、今まで一生懸命行政が考えていただい て、それが今ここまで来ています。うまくいっています。でも、このまま考え方 変えないと、なかなか厳しい状況に入ってきますよと。そこを考えて、成功して いるのは北海道のニセコとか、沖縄の竹富とかいうところを成功しているけど、 ネームバリューがあるから、豊郷町では勝てないという話じゃなくって、目標の 設定のするところが違うので、そこの進む道が変わってくるかと思うので、先ほ ど言いましたように、地元の若い人たちとか、異業種の集まる商工会含めて、新 たなチームづくりをして、今後のふるさと納税、非常に役に立ちますので、その ようなことを考えていただけるかどうか、お聞きいたします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再々質問にお答えします。

今後のふるさと納税の展開についてですけれども、まず、今年の6月から、うちの特産であります坊ちゃんカボチャ、とよ坊かぼちゃんも、その返礼品としてちょっと商品化をさせていただきました。また、町内の事業者の飲食店の方からも返礼品で出せないかという相談はあって、まだちょっと、真空の機械やらも入れて発送するということになってくるので、こういう機械を補助金で導入してからまた進んでいくようなこともありますし、おっしゃるように、地域内の事業者が今後も活性化するように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 これより、暫時休憩をいたします。再開は、10時45分。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時44分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問をいたします。

まず、新年度の人員体制について町長に問います。次年度の人事体制をどのような基本方針で編成をされたのか明らかにしていただきたい。

2点目、ごみ15%減量計画の具体化について、町長に問います。新ごみ処理施設整備に向けて、各市町で15%のごみを減量することが決定をされましたが、本町での目標達成に向けた具体的な取組をどうするのかについて、次の点を明らかにされたい。1つ、目標達成のために、本年度ごみをどれだけ減らす計画か。2つ、生ごみリサイクル会員の会員拡大をどのように進めるのか。

3点目、改良住宅譲渡事業の現状と今後について、町長に問います。改良住宅譲渡事業について、次の点を明らかにされたい。譲渡が終わった戸数、残っている戸数、そのうちの福祉住宅戸数、団地別・分離可否別には、どうなっているのか。2つ目、譲渡を進める上で、今何が問題、課題になっているのかを明らかにされたい。

4点目、本町の農業をどのようにして守り、発展させるかについて、町長に問います。本町の農業を守り、発展させるために、次の点について明らかにされた

い。1、10年間で農地がどれだけ減ったのか、その減った原因は何か。2、現在の農地と農家戸数、農地の耕作別、営農組合、担い手、個人にはどうなっているのか。3番目、直近の担い手への集積率はどれだけなっているのか、明らかにされたい。

5点目、民間保育園の役割と支援について、町長、教育長に質問いたします。 本町の民間保育園について、次の点を明らかにされたい。1、民間保育園の果た している役割をどのように認識をしているのか。2、民間保育園の現状、定員、 現在の子ども数、開園時間。

最後に、日栄小体育館の増築、新築について、町長、教育長に問います。日栄 小の体育館が狭いという声があり、日栄小体育館の増築、新築の検討を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

どのような基本方針で人事を編成したのかについてお答えいたします。人事の基本方針は、事業計画を推進するため、人材の育成のため、また、組織を活性化するために行っております。昨年お答えいたしましたが、昨年は管理職については、ワクチン接種や庁舎移転等の関係で最小限の異動にとどめたことから、今年は少し多めの異動となったと思っております。管理職以外は職員育成の観点から、3年から5年の職員の人事を行ったところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

住民生活課長議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員のごみ15%減量計画の具体化について問うについての ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本年度はごみをどれだけ減らす計画かというご質問でございますけれども、豊郷町一般廃棄物処理基本計画におきましては、ごみの排出量を令和元年度から12年間で15%減量する目標になっておりますので、1年間では約1.2%の減量をする目標になっております。減量目標により近づけるよう、また、目標以上に減量を進められるよう、ごみの分別の徹底、減量について広報やホームページ等を通じて、住民の皆様へ啓発をしていきたいと考えております。

2点目の生ごみリサイクル会員の拡大をどのように進めるかについてでございますが、生ごみリサイクル会員につきましては、まだまだ周知が足りないところもあるかもしれませんので、新興住宅地の方たちにもチラシ等で啓発を行い、

また、転入者におきましても、こういった活動についてのご説明をさせていただいて、ご理解を深めるとともに、ご協力していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

人権政策課長議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、鈴木議員の改良住宅譲渡事業の現状と今後について問うについて、 人権政策課からお答えいたします。

まず、改良住宅全体で、①の譲渡が終わった戸数64戸、残っている戸数101戸、そのうち福祉住宅戸数18戸でございます。また、団地別では、長池団地では、譲渡が終わった戸数17戸、残っている戸数43戸、そのうち福祉住宅戸数5戸でございます。高野瀬団地では、譲渡が終わった戸数38戸、残っている戸数39戸、そのうち福祉住宅戸数12戸でございます。向台団地では、譲渡が終わった戸数9戸、残っている戸数2戸、そのうち福祉住宅戸数1戸でございます。続きまして、三ツ池、大町団地については譲渡がございませんので、残っている戸数17戸、そのうち福祉住宅戸数0戸でございます。

次に、分離可否別では、分離不可の住宅80戸中譲渡が終わった戸数11戸、 残っている戸数57戸、そのうち福祉住宅戸数8戸でございます。また、分離可 能住宅104戸の中で、譲渡が終わった戸数53戸、残っている戸数44戸、そ のうち福祉住宅戸数10戸でございます。

次に、②の譲渡を進める上での問題についてお答えいたします。①でお答えさせていただいたとおり、残り戸数101戸から福祉住宅、世帯、18戸を引いた残りの83戸に譲渡交渉を現在しておりますが、高野瀬、長池、向台団地については、住宅の老朽化に伴い、修繕箇所が多々ございます。また、先ほど申し上げました高野瀬と長池の分離不可住宅49戸、60%を占めております。壁1枚でつながっている住宅においては、構造上取壊しのきかないデメリットもあり、譲渡に進まないケースがございます。また、この3団地の居住者の65歳以上の高齢者が約52%居住いたし、承継者がなく、譲渡しても後継者がいない状況がございます。また、所得面においても年金受給者が40%を占めていることもあり、譲渡交渉に苦慮している状況でございます。また、三ツ池、大町団地については、建築年がほかの住宅より新しいこともあり、譲渡価格は高額なため、譲渡交渉が進みにくい現状でございます。

このように、住宅譲渡については、いろいろと問題が山積されておりますが、 交渉の場で少しずつ理解を求め、早期譲渡に向け努力していく思いでございま す。ご理解のほどよろしくお願いいたします。 また、今後の改良住宅の在り方につきましては、住宅マスタープラン策定に伴い、公営住宅等検討委員会にて審議しておりますので、重ねてご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 それでは、私の方から鈴木議員の本町の農業をどのようにして守り発展させ るのかについてご説明申し上げます。

まず、①ですが、10年間ということで、平成24年4月から令和4年3月までを見てみると、約14~クタールの農地が減っております。減った原因の主なものは、駐車場、資材置場が約5.6~クタール、住宅用地が約5~クタールとなっております。

次に、②ですが、令和3年、耕地面積は374へクタールでございます。農家 戸数は、令和2年農林業センサスの数字で159戸。農地の耕作別の担い手とい たしましては、水稲・麦・大豆・野菜関係が、個人が6人、法人が9法人です。 あと、個人で花卉が1人、酪農が1人となっております。9法人のうち集落営農 は6法人であります。

次に、③ですが、令和4年3月末現在、245ヘクタールで、集積率は約68% でございます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 鈴木議員の民間保育園の役割と支援について問うの、1、民間保育園の果たしている役割をどのように認識しているかについてのご質問ですが、児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされています。本町は、その一端を長い歴史のある民間保育園に担っていただいております。子どもを安心して預け、仕事に行けるという、子育て世代の非常に心強い助けになっていると考えています。

次に、2、民間保育園の現状についてのご質問ですが、定員は現在80名で、 実際に受入れしていただいています子どもの数は85名、開園時間については、 朝7時から夜7時までとなっております。

続いて、日栄小体育館の増築、新築について問うのご質問ですが、今まで日栄 小学校からは、体育館が狭いということを聞いたことはございませんでしたの で、聞きましたところ、新型コロナ感染症対策により、児童同士の間隔を広く取 る必要がある場合に少し狭く感じるとの見解でした。現段階では、増築、新築は 考えておりませんが、将来的な児童数などを勘案しながら、考察していきたいと 考えます。

河合議長 鈴木議員、再質問は。

鈴木議員

まず、人事体制の問題についてですが、組織の活性化のためにやりたい、そのとおりだと思うんですが、豊郷町広報の、この2022年の特別号で、町長は、新体制の下、令和4年度がスタートしました。5つの健康に気をつけて持続可能なまちづくりを進めていきたいと、5つの健康と持続可能な豊郷町を目指してとのタイトルで、町民へのメッセージを送られています。その初めで、ロシアによるウクライナ侵略により犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げますと述べられるとともに、恒久平和宣言をする町として、この侵略の一刻も早い終結と人類の平和を願う次第ですとメッセージを発せられていますが、本町議会も3月議会で、ロシアにおけるウクライナ侵攻を非難する決議を採択しており、町と議会がそろって町民にこのようなメッセージを発することができたことは、非常に心強い限りだと感じる次第であります。

さて、回答は先ほども申し上げましたが、先ほど町長のメッセージの5つ目の職員の健康では、職員が健康に留意し、健全な体と精神を持って職務に励むことで、日々町民の皆様への行政サービスの質の向上を図っていきたいとあり、私も賛成です。ただ、新年度の体制が、そのような観点から見た時どうかという立場から、幾つか質問をいたします。

1つ目は、まず、1人の職員が2つの課長を兼任されるという異例の体制になっています。町民の方からは、1人で2つの課長ができるぐらい役場の仕事は軽いのかという、そういうような風の声も聞こえますし、それよりも私が心配いたしますのは、この体制で1つは業務に支障ができないかという危惧をするわけです。例えば、その課長が休まれたら2つの課の決裁が止まりますし、2つの課長兼務することにより、その負担が増え、健康を維持することができるのだろうか、その点はどうだろうかという危惧をいたしますが、その点はどうでしょうか。

2つ目は、プロパーの課長補佐がいない課が今年もあります。そのために議会の委員会審議でも課長1人になっています。職員の採用が、この20年間ほどですか、2回職員の採用が行われた時期が過去2回ありました。そのしわ寄せが今きていることは、十分理解をしているんですが、今後の見通しがどうなのか、その点の回答をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木委員さんの再質問にお答えいたします。

2つの課長を兼務する、それについての支障はないのかということでございます。当初に、人事構想をするときに、全体的な課長が足らないという中で、どういう形がいいのかという中で、4課長を呼んでいろいろ議論をした中で、そしたら、課編成はなかなか難しい状況もございますので、今まで経験が事業関係で豊富な課長の方に兼務をしていただくと。補佐の方が、その課ではちょっと長くいておりますので、しっかり課長の補佐ができるだろうということで、させていただいたものでございます。

そして、課長補佐のいない課が2つあります。これ、いろいろな見方があるんですけれども、普通ですと3人減るようになります。1人はまだ30代ですけれども、そこで課長補佐に上がっていただいて、2つの課は、課長がそのまま職務を遂行するという中であります。昨年度も、課長補佐が途中から2人になりました。欠員のところが。ないさかいに業務が遂行できないかということではないですけれども、いかに課の中が、仲よしクラブにならずに、しっかり牽制しながら課長を支えていって、業務に支障を来さない体系が、私はできてきたというので、今年はこのような形になりました。来年はどうかとなりますと、来年は、出向しておりますのが帰ってきますので、また、その状況の中で、全体を見回して、また人事構想をさせていただけるのではないかと思っております。

以上です。

今村議員 再々質問はありますか。

鈴木議員 はい。

鈴木議員

河合議長 鈴木議員。

私、申し上げましたけど、2回波がありましたから、職員のあれ、非常にそのことは十分理解をしておるつもりですが、ただこの質問を出した後、2人の職員が退職されているんですね。6月1日付で異動が行われています。私が心配するのは、この退職した2人が課長補佐と主任なんですか、確か。この数年の退職者の特徴というのは、この二、三年ですか、大体この主任クラス、中堅職員というか、10年ぐらい勤められてからおやめになる方が多い。普通二、三年で新規の職員がというのはこれはよくあるケースですが、10年ぐらい勤められて中堅職員になって主任クラスになってから、これからという時期におやめに、退職される方が多い。それを考えるとやっぱり今の体制の、町の体制はどこかに問題があるんじゃないかというふうに考えざるを得ないですね。そういう意味では、今一度職員が働きやすい職場になっているかどうかという、やっぱり組織的な見直しをすることが必要なんじゃないかというのが、思うんですが、それが1つ回

答をお願いします。

もう1つは、先ほど来年度は課長補佐が1人、課長さんも帰ってくるというお話がありましたが、1人の職員が2つの、少なくとも課長を兼務するというのは来年度やめていただきたいと。ぜひそういう方向で検討をお願いしたいというのが2つ。

最後に、職員が限られている中で、どうしていくのかというんですが、私はそういう意味では、組織の課のやつも、条例、規則でつくられていますが、今のそういう組織だけに縛られないで、新しい時代に見合ったような運営の仕方も、これから検討していったらどうかと思うんですが、回答をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたします。

中堅職員ならびに課長補佐がということでございます。中身のことは、いろいろあると思います。私の聞いているのと、他の方が聞いているのも違う面があります。どれを信用してよいかは、これは分かりません。ただ、1人の中堅職員の方は、職場に云々ではないというふうに私は思っております。課長補佐につきましても、しっかりちょっとリフレッシュした中で、明るい見通しができたと、職員みんなが喜んでいたんですけれども、なかなか難しい面があるというだけご理解をいただきたいと思います。

課長の兼務につきましては、どういう形がいいのか、誰も作りたくて作っているわけではありませんので、その点、よろしくお願いいたしたいと思います。

それとともに職員の、やっぱり人事異動というのは、適材適所でありまして、 過剰に職員に負担はかけさすと、余計不健康な面もございます。そこらを考えて、 組織が形だけできて、中身が、やはり脆弱になって、病気になってもらったら困 るというのもあります。いろんな角度から、日頃より職員の状況、そしてまた、 いろいろな情報を聞いた中で対処をしているところでございますので、ご理解 のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 次行ってください。

鈴木議員 次行きます。

ごみの問題ですが、先ほど課長の方から、目標以上のごみを減らせるように取組んでいきたい、そのための広報、啓発もしっかりやりたい。それから、リサイクル会員も新興団地を対象の皆様方を例えば対象にして、積極的に取組んでいきたいという、非常に積極的な回答がありました。

そこで、実は5月の19日に、住民団体の主催でごみ半減を目指すという集会

が彦根で開かれました。その様子は中日新聞や京都新聞でも報道され、100人の参加がありまして、このごみ問題についての関心が高まっているというふうに言えると思います。

私はこのごみ問題をどうしていくかを考えるときに、今までは単にごみを減らすという、そういう狭義のではなしに、地球全体の温暖化をどうしていくのか、やっぱりそういうスタンスでこれから取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思うんです。地球温暖化というその大きな問題を解決していくためには、行政、住民、企業がそれぞれの責任を果たしていくことが重要だと思いますし、住民の皆さんが50%目標に取り組まれるのはそれは大いに歓迎したいと思うんですが、同時に、15%減量では私も少ないというのは今までも言ってきているんですが、しかし、取りあえず15%を決めたわけですから、これをどう達成するのかという点で質問をいたします。

1つはその目標を達成するための1つの手段として、生ごみリサイクル会員を大幅に増やしたらどうかということを提案しています。ただこれは今までも申し上げてきたんですが、その障害になっているのが、募集要項に。これ募集要項なんですが、こうなっているんですね。各字で5名から15名の会員を募ると。協力いただける家庭は各字の区長さんを通じて云々。この縛りをやっぱりまずなくさないと、先ほど答弁があった新興住宅のでもできないのではないかというふうに思うんです。まず、この縛りをなくしていただきたい。

そして、若い皆さんにぜひ参加を呼びかけたいと思います。先ほども答弁ありましたが、というのは先ほどの住民集会で、講演されたごみ0を進めている上勝町の元町長の笠松さんによると、例えば世界の科学者は、これ、私も驚きましたが、2100年の天気予報では名古屋が44.1度、大阪が42.7度になる。そして、最近インド、パキスタンで40度を超えるという日々が続いて、これも驚きました。呼吸ができなくなった鳥たちが木から落ちているという、非常にショッキングなニュースがありましたが、統計によりますと、高齢者に比べて若者は、このような地球温暖化に敏感で、私たちが思うよりも敏感だというような結果が出ておりまして、やはり若者世代に1つは目を向けて積極的に呼びかけ、この字の縛りをなくして、この生ごみをなくしていくということをしてはどうかと思うんです。

もう1つ提案したいのは、このごみ減量というのは住民皆さんで取り組んでいかなければなりませんから、一体うちの町はどれだけごみを減らさなあかんのやと。今、どれだけごみが減っているねんというごみ減量の目標を明らかにして減量を伝えることによって、ごみ減量の意識を醸成していく、そのために、今

ごみが増えているのか、減っているのかが分かるように可視化する。見える化をしてはどうかと思うんです。役場庁舎の玄関には、その日の発電量が今、目で見える形で出ていますが、そういうごみの増減を、何らかの形で町民に知らせる仕組みをつくる。そして行政からごみの減量を呼びかけ、住民がそれに応えてごみ減量に取り組んでいる、町が明らかにすることによって、ごみ減量への意欲生まれてくると思うんですが、このような取り組みをしてはどうかと思いますか、回答を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目、リサイクル会員の募集ということで、各字の縛りをなくして、若い皆さんにもというご質問でございますけれども、各字の縛りということでございますが、回収ルートの関係もございまして、場所の離れた方たちのグループでの参加になりますと回収場所の設置の面などもございますので、各字でとお願いはしておりますけれども、委員おっしゃっていただいているみたいに、こちらとしてもできるだけ多くの方々にご参加いただきたいと思っておりますので、少人数でご参加の希望がありましたら、回収場所も踏まえて、ご相談に乗らせていただこうと思っております。

2点目ですけれども、ごみの増減が見えるような取り組みをしていったらど うかということでございますけれども、ごみの減量について取り組んでいただ くために、広報やホームページなどを利用して、町民の皆様にも、委員おっしゃ ってくださったような分かりやすい啓発を進めていきたいと思っております。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 リサイクル会員のは、目に見える形というのは、私はあんまりそこまで使えませんが、例えば最近の若い人は、すぐテレビでもやりますよね、この一覧表みたいなやつをね。例えば、この4月はどれだけごみが減ったのか、減っているのか、増えているのか、グラフ化して、大きな。それを町庁舎の玄関に貼り出しませんか。そしたら、目につきますよ。あ、これ、ごみ問題、こんだけ減ってんのやな。あかんやんけと。まだ増えているやんけと。意識というのはそうしてやっぱり醸成されていくと思うので、ぜひもう一度しますが、広報や、従来の方法ではなしに、そういう取り組みをしてはどうかということをちょっともう一度提案しますが、お答え願います。

先ほどの笠松さんの報告によると、実はごみの焼却率というのは、各国がどれだけごみを焼いているかという率なんですが、アメリカは14%なんだそうです。ドイツが25%、日本は80%で世界一物を燃やしている国なんです。今、計画されているごみ処理施設は毎日144トンですから、これ、昼夜を通じてごみを燃やし続ける。ここからは莫大なCO2を吐き出すことになる。ますます地球温暖化が進んでいく。やはり少しでもごみを減らして、孫や子どもたちにそんな施設を残していいのかという問題があります。やはりここは、行政と町民が力を合わせて、少しでもごみを減らしていくということに取り組むべきだと思います。

ここにパンフレットがあるんですが、これが愛荘町で行われている民間の愛荘エコステーションが17年の7月に開設されて、町での回収頻度の低い金属ごみなどは12項目、町と提携されて、協定を結んで、リサイクル、搬出してこれだけごみが減った。昨日ここの社長は40年来の知人ですので、ちょっと訪問しまして、いろいろ話を聞いてきたのですが、本町でも、例えばこのような施設はなかなか難しいのかもしれない。長期的に検討してはどうかというふうに思うんです、やり方はいろいろあるというふうに、社長おっしゃっておられました。そのことが1つと、もう1つは、それができるまで当面は、例えば、町のトップで話し合って、基本的にはごみの収集はそれぞれ市町の固有事務ですから、町をまたぐということは、できないというふうな、これ、承知しますから、町のトップが話し合って、例えば町をまたいでの持込みも可能になるようなそんなことができないかというふうに思っている次第です。

最後に、生半可な取り組みでは、15%でも少ないと思いますが、なかなか達成できないと思います。そのためにこそ、だからこそ、思い切った取り組みが必要だと思います。豊郷町は18歳までの医療費の無料化を、県下で先陣を切って始めました。今度はごみ減量への取組を、県下の先陣を切って始めていただきたいと思いますが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、ごみ問題について再々質問にお答えいたします。

先ほどはご提案いただきまして、ありがとうございます。愛荘町で、民間がやっておられるということで、どうなのかということですけれども、一応は何か豊郷町の、受け入れていただけそうだという、窓口の女性の方はおっしゃっていたそうですけれども、やはり、トップ同士のあれでないとあかんと思います。できれば、豊郷町民が全部がそちらに持っていける方法があればというふうにも思

います。そこらは今後の検討課題だと思っています。ただその中で、廃乾電池、そして小型家電等は、蛍光灯、これは庁舎できちっと皆さん方に回収しておりますので、一般的なものは可能ではないかなと思っておりますのと、そしてプラスチックの削減については、やはりライフスタイルをしっかり、今の現状を見てどう変えていくのかというのが、検討する必要があろうと。それと、議員おっしゃるように、15%というて何か唱えているだけではなくて、今現在のごみの状況を、ちょっとはっきり我々まだ把握はしておりませんので、こんなこと、今頃何言うてんやというけど、なかなかごっつい本はなかなか目通せませんので、しっかり目を通して、どこが削減できるのかというのを一遍、課員とともに議論し、検討してまいりたいな、このように思っております。

それと、ごみの可視化という、先日、関西広域連合の会議に寄せていただいたときに、神戸市長、副市長がおっしゃっていたごみの可視化ということを言っておられました。どういう形のものかというのは、一度こちらからお聞きして、うちでできる範囲であれば、しっかりとその可視化をやっていって町民の皆さん方の日々の生活のライフスタイルも少しずつの変化ができて、ごみの減量に役立てればと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 鈴木議員、次行ってください。

鈴木議員 改良

改良住宅の問題についてですが、先ほど具体的な数字の答弁がありました。数字で間違ったらいけませんので、事前に一応数字の確認だけは担当者にはしておいたんですが、回答では残り戸数が101戸、そのうち福祉住宅が18か、回答にもありましたが、福祉住宅は当初から改良住宅希望者の中でも譲渡対象にしていませんから、あと80、回答があったように、あと83戸残っている。そのうちの分離不可が49戸で、60%を占めているという現状であるということが分かりました。そもそもこの現状をどう見るのかということです。先ほどの指摘でもありましたが、改良住宅に関わる全国的県内の状況について、少し俯瞰的に見ておきたいというふうに思います。

まず、これまでも申し上げてきましたが、住宅地区改良法は、1965年、昭和35年に戦後復興の1つの手段として、主に都市部のバラック住宅の改善対策として制定をされました。この法は、同和対策事業、同和の特別法ではありません。一般法です。この法を使って、同和対策事業と執行されたものです。ただ同和対策事業として、一般法が活用されました。同和対策事業というのはそもそも、財政的補助なんですが、机上論では、100分の96%までは国庫補助がつくという机上論では計算でしたが、実際は実勢単価と違いがありますから、現実的には80%でしたが、その大半が国庫事業で行われたというのも、まず、事実

であると思います。

そして住宅地区改良法の中に、この法の中に耐用年数の4分の1を過ぎれば 入居者に払下げすることができるという、一番最後に小さな項があったんです。 これに目をつけたのが、当時の滋賀県の同和対策室長をしておられたある方と、 当時の、民間ですが、県の同和事業促進協議会におられた事務局長が話し合って、 これを使おうじゃないかということで滋賀県はこれでいこうということで、当 時の建設省と交渉を重ね、譲渡することができるとの回答を得て、滋賀方式とし て改良住宅の譲渡に踏み切りました。滋賀県では、当初から譲渡を前提に事業を 進められました。そのために、本町でも、例えば、そのことが皆さんに、住民に 説明されましたから、本町でも譲渡を実現した場合の費用として、私の記憶でも、 本町でも20人から30人前後の方が、10万から30万程度のお金を町に預 り金として預けています。今も若干あると思います。それはなぜお金を預けるこ とができたのか、大金を。改良住宅が自分の持家になるという希望があった。住 民がそこに希望を持ったからです。希望があったからこそ、大量に皆さんが町に お金を預けました。しかし、なかなか住宅が進まないので、このお金を引き出し た方もおられましたが、今回の譲渡で私の知り合いの方でもこの預り金を使わ れる方がおられました。こういう経過もあって、譲渡事業を集められたこともあ って、全国的には、先ほど町長からもご答弁ありましたが、なかなかあまり事業 が進んでいないというのが実情。そらそうです。滋賀方式として始められたもの です。

なぜ当初から改良住宅の譲渡が前提だったのか。それは、同じ地区内の差別をなくすためです。例えば、改良住宅に入居した人も、分譲地に移った人もみんな、私もそうでしたけども、小さいけれども自分の持家を持ってた。分譲地に移った人は自分の家を建てて持家になる。住宅に移った人はいつまでも賃貸では差別になる。やっぱり持家を図ろうということで行われたのは、このような譲渡です。これは基本的な、俯瞰的な立場で、滋賀県ではどうだったかといえば、1990年一番早かったのが日野町ですが、日野町や大津市、旧の八日市、旧の蒲生町、旧の愛知川町、旧の米原町などで譲渡が実現し、今、本町と近江八幡市で取り組まれているというのが実情だと思います。

私はやっとここまで来たかというのが、そういう思いでいっぱいであります。 いよいよ最後の仕上げをするときが来たと思います。あと残っているのを見ま すと、分離可能な住宅では、50%から60%譲渡が終わっているんです。回答 にもありましたけど、難しい問題が残っているからこそ、まだこれは残っている。 この際、この状況を打開するために、私は以前も提案したことがありますが、や はりここは町長が先頭に立っていただいて、住民と膝を突き合わせて話合いに 臨んでいただいて、この状況を突破していく。そういう取り組みをしていただき たいと思いますが、回答をお願いしたいと思います。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、今後、改良住宅の譲渡についても、住宅マスタープラン策定と併用し、住宅検討委員会にて審議して入居者にとってよりよい案を模索しながら、前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

河合議長 再々質問ですか。

鈴木議員 今後の在り方ですが、やっぱりこれはもう思い切った、現状に合った譲渡方針を検討しなければ。マスタープランでとおっしゃるんですが、いや、それはそこで検討されるのは結構ですけど、ぜひ思い切った譲渡方針の検討をしていただきたいと思います。

最後に町長の答弁をお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 思い切った譲渡方針ですけれども、譲渡方針については、やはり今日まで議論をしていっていただいて、1つの基本ができております。その中で、やはり行政は継続性がございますので、それでご理解いただいて事業を進めていくのが当然であろうと思いますけれども、今現在検討委員会でやっていただいております。本当に、それやったら、この改良住宅の空き家やらどういうふうにするかも、ひょっとしたらいろんな方向性が出していただけるかも分かりませんので、これらも踏まえた中で、どうやるのか、もう一遍きちっと考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 次、行ってください。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、農業問題ですが、回答見ていると残っている農地が374へクタールで、 集積率が68%ですから、245ヘクタールで、個人というか、家族農家の耕作 面積が、大体119ヘクタールくらいというのが現状だと思うんです。かつて農 業は国の基といわれ、国の基幹産業でしたが、いつの間にかその存続さえ危ぶまれるような状況になっています。この背景には国が進めてきた減反政策、効率化を理由に大型機械を導入した農業政策の失敗があることは明らかですが、その国の農業政策もこの2年間で変わってきた側面があります。例えば、食料農業農村基本計画法に基づく、新しい食料農業農村基本計画2020年では、中小企業の家族経営や、半農、これは半Xになっているんですが、半農半労なんですよね、昔でいう、などの兼業農家が支援対象になったんですね。これ初めてのことなんです。日本の農業は、農業従事者の70%以上が65歳で、本町でも変わりないと思いますが、これまでは大型化が推進をされてきましたが、やっぱりこれからは残された持続可能な農業の担い手をやっぱり家族経営が中心だとするべきだと思うんですが、そこであと残されたこの119~クタールの家族経営を中心とした農業の基本方針を検討するべきだと思いますが、回答をお願いします。

もう1つは、今のは基本的な話ですが、当面農家が直面している現実的な問題として、農業にとって絶対必要な肥料が、この6月から、例えばJA全農は春に比べて1.5倍から2倍の値上げをすると。これ、非常にもう農業やっていけないという声が聞こえるんですが。多賀や愛荘では米1俵に1,000円の助成を決めているということですが、本町でも秋に向けて何らかの助成制度検討をしていただきたいと思いますが、回答をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、現在の日本では高齢化による後継者不足が進んでおることについて、農業の大規模化や法人化が必須というふうになっております。おっしゃるとおり、現在小規模農業や家族農業、議員さんがおっしゃいました、半農半Xといった、農業とほかの仕事を組み合わせた働き方といった多様な農業も、今後どうしていくかというような話が進んでおります。当町としても、関係機関と相談しながら、どんな支援ができるか、模索していきたいというふうに考えております。

また、肥料の高騰についてですけれども、6月3日の新聞に、政府・与党で、 農家に対して、肥料高騰による補助金制度の創設を検討するといった記事がご ざいました。今後またそういった、国の方でも補助金制度ができましたら、支援 内容を確認して、本町ができる補助金制度の方を考えていきたいというふうに 思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 補助金制度を検討しているというのは、私も読みました。それを待つだけじゃなしに、昨日も議論になりましたが、例えば原油価格物価高騰総合緊急対策では、これはもう既にスタートしています。配合飼料高騰対策もこの事業の中にありますから、昨日回答がありましたが、これからまだ補正予算も組まれていると思いますから、国から、ぜひこれを、これらの事業も活用して、農家への支援の具体化の検討を求めたいと思います。再度答弁をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

鈴木議員

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

燃料の高騰につきましても、現在、県の方で、燃料高騰による農業用燃油高騰対策緊急支援事業の制度の創設を目指しているという話をお聞きしました。まだ詳しいことは分かっていませんので何とも言いませんけれども、その支援事業ができましたら、その支援内容も確認をさせていただきまして、本町ができる補助金の方を模索していきたいなと思います。また、当町で公平に、農業者に公平に補助金が渡るような制度を一生懸命考えていきたいなと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、次、行ってください。

民間保育所の問題ですが、非常に心強い役割を果たしておられるという、していただいていますという回答がありました。本町の民間保育所は、季節託児所としてスタートしているんです。この季節託児所という言葉、もう今までは死語になっていますが、これは戦前ですけど、当時の内務省、後の厚生省ですが、この内務省いろんな慈恵的救済事業等やっているんですが、その1つとして行われたもので、農業、農業だけじゃないですね、当時は漁業、漁業もあるんですね。農業や漁業の繁忙期に臨時保育所として開設され、本町の民間保育所の最初のものです。この民間保育所、以来非常に長い間豊郷の子どもたちを見つめてこられましたが、先ほどのような形で出発したこともあって、その伝統を引き継いで、開園時間が朝7時から夜7時まで開園を、これはその伝統ですね、になっています。これ、やっぱり、働く保護者のために、早朝から開園していただいていると。ですから、民間保育所に子どもを預けている保護者は正規の方が多いというふうにも私、聞いているんです。民間保育所には国や県から様々な補助金が町を通じて出ていますが、やはり、本町での民間保育所の果たしている役割の大きさを

鑑みたとき、単に補助金を事務的に流していくということではなしに、今後は法人が運営をされていますが、運営や管理全体にも町としてサポートする必要があるのではないかと思いますが、これは教育長の方から回答をお願いできればと思います。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

民間保育所との連携でありますが、例えば今回のコロナに関しても、早い段階から施設長会議ということで、町内の施設長、例えば、両小学校、中学校、保育園、幼稚園、そして子育て支援センター、図書館、そこに民間の保育所の園長さんも来ていただいて、町内の子ども、町の宝として、町の未来を託す宝としての子どもたちをともに見守り、育てていきましょうというとこら辺で会議にも参加していただいて、連携をしながらともに育てていくというスタンスでやっております。そこのところ、ご理解いただければと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 いや、結構です。

河合議長 次、行ってください。

鈴木議員 最後に、日栄小の体育館の問題ですが、この質問を出しまして思い出しましたのは、2007年の12月議会で、私、議員になって初めての一般質問で、当時日栄小学校の体育館がまだ耐震補強はされてないということがありまして、そんな地震でつぶれるような危ない体育館に孫を通わすことはできひんでというふうな質問をしたことを今、思い出しておりまして。2008年度に耐震補強が行われました。そのことは、豊郷小学校施設等、この23ページにそのことも記されているんです。

ところが、この長寿化計画を見ると不思議なんですが、日栄小学校体育館がこの調査時点で築51年なんです。豊郷小学校の体育館が築32年。豊小体育館の方が19年も新しいんです。それなのに、なぜか健全度を見ると、日栄小の方が65点で、新しい豊小の方が53点。低いんです。中身いろいろありますが、一体これどうなっているのかという素朴な疑問を持ちました。さらに詳しく見ると豊小の体育館の方が、ここを直さなあかんとこがあると書いてあるんです。日栄小の体育館は、外壁がいって雨が漏っているというような論もあるんですが、最後に、日栄小の体育館の広さは626平米、豊小800平米で、現在のそれぞれの量のことを見ますと、日栄が2.56、豊小が3.70と、1.14平米

も大きな格差があるんです。ぜひこの格差を解消するため将来的に検討してい ただきたいと思います。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

施設長寿命化計画のことをおっしゃっていただいておりましたが、この中に、 劣化状況評価がございます。計画の31ページに評価基づきました結果が残っ ているわけですけれども、議員がおっしゃいますように、この劣化状況評価の点 数につきましては、AからDの評価点に基づいて、見た目上の評価でなされてい るところでございます。ですので、豊郷小学校、おっしゃったとおりに豊郷小学 校の体育館において、劣化されているところがあったため、点数が低かったと思 われます。よろしくお願いいたします。

河合議長 ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。どうですか、1時がよろしいですか。50分ですか。1時ですか。はい、分かりました。

それでは、午後1時より再開いたします。

(午前11時35分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

河合議長 それでは、一般質問を再開いたします。

高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

鈴木議員 それでは、一般質問をさせていただきます。私は全て町長、教育長に質問します。

まず、子どもの権利条約に照らして、子どもたちの実態はいかがでしょうか。 子どもの権利条約は、子どもの生存・発達・保護・参加という包括的な権利を実現、確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。その観点から、 私たちの町の子どもたちの健やかな育ちの保障を願って、以下お伺いします。

1つ。昨年、内閣府は、初めて、令和3年、子どもの生活状況調査を行い、2月15日に分析報告を行いました。その調査によると、準貧困層は全体の36.9%、貧困層は12.9%、ひとり親家庭の貧困層は50.2%、母子家庭に至っては貧困層が54.4%となっています。本町の実態はいかがでしょうか。

2つ。児童虐待についての把握件数の報告を。特にコロナ禍になって増えてい

るという全体の報告がありますが、本町はどうでしょうか。相談・支援体制はど うなっていますか。

3つ目、学生への給付金制度をつくり、希望する子どもがお金の心配なく安心 して高等教育を受けることができるように支援策を求めますが、いかがですか。

保健福祉課長議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

①の本町の実態はとのお尋ねですが、本町の実態は調査をしていないため、把握できておりません。②の児童虐待の把握件数等についてですが、件数は70件です。相談・支援体制については、子ども家庭相談センター、教育委員会、学校、保健所等関係機関と連携し、訪問・面談を行っています。今後も様々な支援につなげていきます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質問のうち、3、学生への給付金制度をつくり、希望する子ども がお金の心配なく安心して高等教育を受けることができるように支援策を求め ますのご質問にお答えいたします。

> 義務教育でないことも踏まえ、現段階では、給付金制度を考えておりません。 お願いいたします。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、1つ目の調査についてなんですけれども、調査をしていないという、たった一言の答えでした。それでは、いろいろ関係課、つながり合っていると思いますので、貧困層がどのぐらいありそうかという想定ぐらいはできるんじゃないでしょうか。税金の関係とか、いろんな子どもたちの様子を見てとか分かると思うんですけれども、そして、ぜひ真剣にこれは考えていただきたい。アンケートは取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

児童虐待についての件数も70件ということですね。多いですよね。私たちの町も、やはりコロナ禍が押し寄せてきたその結果などもあって、増えたのかなと思うんですけれども、これも本当に見過ごすわけにいかないと思うんです。

体制のことは聞きましたけれども、それではどんな相談があって、どんな解決 をしたのか。このセンターとやっている会議の回数とか、そういうのを具体的に 教えてください。

それから子どもの権利条約においては、保護者によって経済状況や精神状態に深刻な貧困、困難を抱えており、早急な対応や専門的な対応が必要な、そういう場合があります。地域の関係機関との連携、本当に大事です。協働も大事です。 先ほどの通り一遍のような返答ではなくて、本当に具体的にどうなっているか、それを教えてください。保護者や担任1人が抱え込むようなことがないようにするべきだと思うんですけれども、よろしく報告をお願いします。

また、先ほどの同僚議員の一般質問にもありましたけれども、民間保育園を含む校・園長会議、度々なさっていると思います。どんな話題が上がっていますか。校・園の悩みに、困り事の相談に、どうやって乗っているのかも事例を示しながらお答えください。

そして、3つ目の学生への給付金もあっさり一言、考えていませんでしたの返事でした。この子どもの権利条約は、第28条で、楽しく学び、29条では、それぞれの子どもに合った教育の保障、これがうたわれています。フィンランドは大学院までの学費が無料だったんですが、今度は18歳までの教科書や、備品、給食費が無料になったと報道されています。狙いはさらなる教育の平等、国民総スキル人材の実現、社会からの脱落や孤立化を防ぎ、誰ひとり取り残さない、これを目指すそうです。私たちの国ではなかなかこういう立場に立ってもらえていませんが、せめて町として、給付型の支援で、希望する子どもが経済的なことを理由に進路を断念することはないように、そういう希望をかなえていくために、ぜひ給付金は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

先の一般会計の中には、看護師の派遣のために町は補助金出していますよね。10万円ずつでしたか、113名というふうに私メモったんですけれども、そういう方々には町が補助金を出しているのに、なぜ、私たちの子どもたちのために進学の保障のための給付金というのは、考えないんでしょうか。また、過去に、先輩議員たちがいろいろ提案をしているのを私、議事録で確かめましたけれども、済美会で補助金をもらっているとか、そういう一言で終わっているんですよね。それならば、済美会は500万円も寄附してくださいました。そういう中から出していくとかも考えられると思うんですけれども、再度、3点について答弁を求めます。

保健福祉課長議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回のこの調査ですけれども、この調査は、令和3年2月12日から3月8日

に実施され、対象は、全国の中学2年生とその保護者から抽出された5,000 組に、郵送・配布されております。有効回収数は2,715件、回収率は54.3% です。この調査で定義をされています貧困層、準貧困層は、調査回答世帯の等価 世帯収入、各収入の年間収入の中央値をその世帯の収入とし、同居家族人数の平 方根で調整したものの水準が中央値の2分の1未満に該当する世帯を貧困層、 中央値の2分の1以上で中央値未満を準貧困層と捉え、分析を行っております。 子どもの生活状況調査の分析に関する検討会、座長が小林盾さんですが、この本 調査の総括の中で、子ども政策を進めるための基礎資料として、今後に向けた道 しるべとなることが期待されると示されております。

本町では、現在、子育で施策として、出産祝い金、新生児おむつの助成、高校 生世代まで医療費の無料、小・中学校給食費無料、入学祝い金等様々な施策を講 じております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

また、②の児童虐待についての件数 7 0 件ですが、こちらの方は、兄弟件数も含まれておりまして、世帯にしますと半数以下になる、3 5 世帯程度になるかと思われます。

支援につきましては、ありとあらゆる関係機関と連携しておりまして、この件数が多いと、議員おっしゃるとおりです。日々対応に追われている状態です。なるべく各支援につなげるように、各課、また各関係機関が連携し、対応をしております。

要保護児童虐待協議会につきましては年4回行っておりますが、その支援に 応じまして日々ケース会議を行っている状態です。

以上です。

河合議長 教育委員会は、ありませんか。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

高校生の給付金制度でございますが、先ほども議員も言われましたように、済美会の方でもって給付金を12万円で交付していただいております。先ほど答弁もありましたように、義務教育ではありませんので、そういった部分では、公平を保つ意味で、高校生の子については、高校入ったら奨学金制度等もありますので、そちらの方を利用するようにと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、このアンケートにちなんで、それでは私たちの町の貧困層は増えてそうか、どうなのかというのは全く判断の根拠は持っておられないんでしょうか。 日々のいろんな情報交換の中でね、例えば国保に移られた方があれば、金額等をはじくときに貧困層に値するような感じの方が出てきたりする、そういう数の掴み方もできると思うんですけれども、参考までに去年は横ばい状態ですという、税務課長からの答弁があったように記憶しているんですけれども、今年度はどんな感じなのか、そういう表現でもいいですので、教えてください。

それから、いろんなケース会議等もって、日々頑張ってくださっていることを教えていただきました。その中で、専門機関と言われる方々との、例えば2つでも3つでもいいですから、こういう対応をして、こういういい傾向になっていませとか、まだまだつながっていませんとか、そういう表現でもいいですから、もっとこう、どんな様子かというのを、町民にもやっぱり知らせていきたいなと思いますので、虐待で命が奪われるなんてことがあったら駄目なので、本当に何かあったら、ちゃんとした体制があるよという安心感を町民にも与えなきゃいけないと思いますので、教えてください。

それから、給付金については、私は高等教育からの奨学資金と言っていますので、義務教育機関のは言うてませんよね。読んでいただいたら分かるようにね。大学とか専門学校に進学したい、その望みをずっと持ち続けることができるように、うちはお金がないからもう進学は諦めるという子どもが、1人でも2人でもなくなるように、町として支援をするべきやと思うんです。先ほどの参考にしました看護師の派遣のためには、1人10万円ずつちゃんと補助してあげているじゃないですか。そういうのを学校関係者と連絡を取りながら、本当に必要なところに支援してあげるということを再度考えないのかを答えてください。

保健福祉課長議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど例でおっしゃいました国保世帯に移られた際にお声がけはということですが、国民健康保険になられたからということで、世帯収入はどうですかと、生活状況はどうですかというお声がけはさせていただいておりません。ただ、ひとり親になられた場合等につきましては、児童扶養手当等制度がございますので、そちらのご案内はさせていただいております。

また、児童虐待の関係ですが、相談、関係機関等から相談があった場合につき

ましては、全て児童家庭相談センターの方に報告をさせていただいております。 以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、義務教育ではありません。ということは、中学校から高校へ100%行っているわけではありませんので、そのことを考えますと、公平感を考える意味で、まず、給付型のことは考えておりませんし、先ほどもお話しさせてもらったとおり、高校へ入ってからは、高校の学生援護会等もあります。そういった修学金制度もありますので、そちらの方の利用をと考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、次、行ってください。

高橋議員 それでは、児童福祉法に照らして学童保育をより充実したものに。児童福祉法 改正に先立って作成された放課後児童クラブ運営指針2015年3月31日に は、子どもの最善の利益を考慮して育成・支援を推進しなければならないと書か れています。その観点から、以下伺います。

1つ、指導員の悩みに寄り添い、対応策を取ることは、学童保育の質の向上と安定して働く指導員を確保することにつながります。にもかかわらず、学童指導員への県アンケートを本町は失念して、渡していなかったことが分かりました。私が一般質問で尋ねても、委員会で尋ねても、少しもかみ合わないのでおかしいなと思って調べたら、何とそのアンケートを途中でどこかにやったということなんでしょうかね。とにかく学童の支援さんにはそれが渡っていませんでした。その大事な学童指導員さんの意見を届けることができる、その機会を絶ってしまったことは重大な失態です。原因はどこにあったのでしょうか。この県のアンケート結果について、学童関係者に説明を行ったとのことですが、いつ、誰が、どのような場面で、誰を対象に、どんな説明を行ったのでしょうか。

同じく続きます。3つ目、アンケート結果にも表れているように、支援員の皆 さんの悩みに応えるためには、研修や交流の場の設定も必要と考えますが、いか がですか。

4つ目、深刻な待機児の増加を解決するためには、豊郷小、日栄小と共に40人ずつの定員であることを改善するべきです。空教室でもない、ランチルームでの保育に無理があると考え、専用施設建設を急いで、希望者が全員入所できるようにすることを再度提案しますが、いかがですか。

5つ目、24人の不承認児童は、放課後をどのように過ごしているのか、実態の報告をお願いします。鍵っ子になっている子どもは何人ですか。

6つ目、夏休み中の保育希望者があります。より過密になることが想定されますが、どのような対策を取られるのでしょうか。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質問についてお答えします。

1のアンケートを失念した原因はどこにあったのでしょうかというご質問についてですが、新型コロナウイルスの第4波から第5波の移り変わりの頃で、新型コロナ対応に追われ、アンケートの配布を失念しまう結果となりました。

2のアンケート結果を、誰が、どのような場面で、誰を対象に、どんな説明を 行ったのかのご質問についてですが、担当者が、毎月、学童保育の指導員が一堂 に集まってミーティングをしておりますので、その際にアンケート結果を配布 し、説明をいたしましたが、特に意見は出ませんでしたと聞いております。

3の支援員の皆さんの悩みに応えるためには、研修や交流の場の設定も必要と考えますがのご質問についてですが、県が指導員の資質向上研修等を開催していますので、参加していただいています。また、先ほども申しましたが、学童保育の指導員が一堂に集まってミーティングを行っていますので、情報共有に努めているところです。

4の専用施設建設を急いで、希望者が全員入所できるようにすることについてのご質問についてですが、現在指導員は、豊郷小学校6人、日栄小学校5人の体制で行っています。当初、40人定員で入所決定を出していましたが、指導員の確保ができましたので、数名定員を超えて入所決定をしております。現状としては、指導員の確保が課題となっております。

5の鍵っ子について、鍵っ子になっている子どもは何人ですかのご質問についてですが、把握はしておりませんが、退所が出た場合は随時入所できるよう働きかけております。

6の夏休み中の過密になることの対策についてのご質問についてですが、夏 休み休業中に向けて、短期間の指導員の募集を行い、ランチルーム以外にも少人 数教室、体育館、図書館等を借りるなどして、分散対応をしていく予定です。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、まず1番は、ウイルス対応で失念していたということですけれど

も、本当に大事な機会を失ったことを、学童の皆さんにはおわびとか、そういうことはなされたんでしょうか。そして、このアンケートの結果について、意見が出なかったということだったんですけれども、いつ誰がというのがなかったので、担当は学童の窓口の方と思っていたらいいですね。いつ行ったのか。そして、どのような場面で、例えば職員会議ふうに集まってもらったのかどうか。どんな時間帯だったんでしょうか。それを確保するのも本当に大変な状況だと思うんですけれども、その状況も教えてください。

そして何よりも、指導員の中には、言いたいけれども、もうやっぱり上に向かって意見を言うというのはなかなか大変な人もいらっしゃるそうです。でも、勇気を出して、面接のときなどに今の豊郷の学童については、このままではよくないということを提案した人は実際におられます。けれども、それは聞き流すだけで、少しも改善の方向に持っていってもらえないのが歯がゆい、こういうことをおっしゃっている方が実際におられます。

そういう点で、この学童については、児童福祉法の一環なんだよという立場に立つ、それを、再度皆さんに言いたいと思います。といいますのは、とにかくあの狭いところでこれだけの待機児が出るような今の実態に、全然困るというか、保護者の困り具合に寄り添う姿勢が見えないんですよね。定員で切っちゃうと、もうこれからどんどん、どんどん、こういう事態になってしまうんじゃないかと心配します。例えば24人がその後、入れたのかどうか。あり得ませんよね、何人が、その後入れたのでしょうか。そして、言いにくいけれども、勇気を出して、教育長に直談判に、教育委員会に、対応者は誰かは存じません、直談判に行って、なぜ私の家族が入れないのか説明してほしいということを直談判なさった方もいるはずです。そういう声がありながら、なぜみんなが入れるような、人数を増やし、もう入れないというのは分かっているから、専用の施設について1ミリも事を進めようとしないのはなぜなのか。何がネックになっているのかを教えてください。

多賀町に、例は前回の一般質問でも紹介しましたが、やはり保護者をちゃんと バックアップしたいという行政の熱い思いが、そういうことに足を踏み出させ、 ですよね。私たちの町の場合は、それがなぜ出来ないのかを教えてください。

そして、先ほど言いました児童福祉法の関係で言いますと、たくさんの本が出ていまして、学童保育の大切さというのは本当に言われています。その中でもなぜ今回の改正に至って、児童福祉法が改正に先立って、放課後児童クラブに対して、ちゃんとしたものをつくっているんです。総則の2の中で、役割として、運営主体、放課後児童クラブの運営主体、つまり町ですよね、は、児童の権利に関

する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成・支援を推進する ことに努めなければならないとしていますが、現状をどのように思っています か、こういう言葉を、この文言を聞いて。

子どもの生活は子ども時代だけのものでありません。子どもの生活というのは、子どもから大人への市民生活につながっていくのです。だからもっと子どもを大事に、小さな市民、小さな住民として生活づくりをしっかりと捉える、この視点が大事ではないでしょうか。学童落ちた。なんて子が本当に涙流して何で入れへんのと泣くような事態を今黙って見ている。そういう町では駄目だと思うんです。一歩踏み出しませんか。答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

指導員さんへのアンケートにつきましては、先ほど申し上げましたように、毎 月定例の会議を開かせていただいておる関係で、そこでお話をさせていただい ております。アンケートを紛失したということにつきましては、そのときにおわ びというか、言わせていただいていると思います。

人数を増やさないのかということにつきましては、絶えず指導員の募集を行わせていただきまして、それに応じて、入所の決定を増やさせていただいているところでございます。 今現在、少しお待ちいただいている方につきましては、12名おられます。

先の議会の答弁にもございましたように、2つの学童施設の面積数におきましては、1人当たりの面積においては、1人当たり1.65平米を上回っていますので、適正な環境であるということはずっとお伝えさせていただいているとおりでございます。また、学校の施設の中にあるということで、学校との連携、保護者と学校との連携と、様々な連携がさせていただいていて、とてもいい環境である、そういったところでいい環境であると考えております。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

答弁の中には、児童福祉法の観点から、子どもたちを安全に守り育てるその意 気込み全くないと私は判断せざるを得ません。どうしてあのランチルーム に40人定員のランチルームだけしかイメージを持たないんですか。学童保育 は、本来は全く別のところで、ただいまと帰っていける、そういう家庭的な雰囲 気のところがほとんどです。児童福祉法についてもうちょっと皆さんに真剣に 考えていただきたいので、お知らせしておきます。

2016年の6月、児童福祉法が改正され、その第1条において、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとって適切に養育されることが権利であると明確に示されました。鍵っ子にしてしまうのはそれを放棄しているということです。一方、子どもたちの生活に目を向けると、先ほどの前段での質問にもありました貧困や虐待といった、命と育ちに関わる危機的な状況や、放課後の喪失、もう本当にただちゃんとした養育の芽もなく、うろうろとしてしまう、そういう子がいるような状況。こういうことが広がっているんです。児童福祉法に基づいた活動拠点、生活の場としての学童保育では、児童福祉法や子どもの権利条約の理念が掲げる子どもの諸権利を具体的に保障する場である、これが、学童保育の目的です。それを意識した運営とか実践が求められています。

改正された児童福祉法の第1条及び第2条、第3条が次のように書き換えられています。第1条は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること。その生活を保障されること。愛され、保護されること。その心身の健やかな成長及び発達ならびにその自立が図られること。そのほかの福祉を等しく保障される権利を持つ。第2条では、全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益、最善の利益ですよ、が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されなければならないとあります。第2条の3においては、国及び地方公共団体、町や教育委員会は、児童の保護者と共に、子どもを心身共に健やかに育成する責任を負うとあります。第3条は、この前の文、2文に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は全ての児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない。こういう児童福祉法の観点に違反していませんか。そのことを真剣に考えていただきたいと思います。

それともう1つ参考にしたいのが、この第2期豊郷町子ども子育てひだまりプランにおきましては、大体何年度に何人ぐらいという想定はしているんですけれども、平成31年度で切れています。これから10年を想定して、学童は何人ぐらいを設置人数と見込んで、町は動いているんでしょうか。多賀町なんかは本当に早め早めに対応して、多賀小学校の横の施設はさらに増築をして、140人をちゃんとお世話、面倒見ています。こういう発想からすると、私たちの町の40人定員というのは、時代に相応してないんじゃないでしょうか。この観点からの答えを求めます。

教育長 議長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、児童福祉法云々の話が出ておりましたけど、先ほどもここで答弁させていただきましたように、豊郷町は子どもを豊郷の未来を託す町の宝として受け止めております。ということは、それの下に子どもたちの健やかな健康を、育ちを求めて、それぞれの教育委員会なり、それぞれの課でもって取り組んでいるということをまずご理解いただきたいと思います。

それと、先ほどの学童クラブでありますが、目的は子どもの生活と遊びです。 子どもが学校で1日終えて、そしてその放課後、本当に家庭的な中で子どもが生活できるというのが一番だと思います。しかし、子どもの中にもいろいろと家庭の状況を踏まえた中で、学童クラブに来る子もいますし、1日の学校生活の中でいろいろなことがあって学童クラブに来る子もいます。そういった子どもたちも、学童クラブの指導員さんに受け止めていただいております。また、子ども同士のトラブルもあります。そういった意味でも、学童クラブの指導員さんが真に子どもの視点に立って対応していただいております。そういった意味では、指導員さんにもご苦労いただいております。

連携についてですが、子どもたち、それぞれのいろいろなことが起こります。 忘れ物とか連絡とか、そういったことにおいては、さっきこれは今までの質問で もお答えさせてもらったように、学校の中にあるということで、非常に学校、学 童クラブ、子どもたちとの連携がスムーズにいっていると。それは大きな子ども の育成に関わっているということで私は受け止めておりますので、ご理解いた だきたいと思います。

また、子どもの将来的なことですが、今の小学校1年生から6年生までが全て日栄小学校、豊郷小学校を卒業して新しい子が入ってきますと、今、ちょっと具体的に言いますと、豊郷小学校231名の子が豊郷小学校では156名になります。また日栄小学校では、今、243名のお子さんがいますが、156人。たまたまこれ、今年4月1日の推計では、豊郷小学校、日栄小学校も6年生が全部1年から6年まで入れ替わると、156人。ということは、全部で80人以上の、また90人近く、子どもたちが減っていくという状況もあります。そういったことも踏まえて、学童クラブの運営は考えてしかるべきだと思います。

以上です。

河合議長 次の質問してください。

高橋議員 40人定員について。

河合議長 次の質問してください。

高橋議員 お答えいただいていません。

河合議長 もうよろしいんですか。

高橋議員 いえ、40人定員を答えていただきたいです。

河合議長 何を言えと言うたらよろしいですか。40人定員というのは。

教育長 先ほど次長からも説明がありましたように、40人を超して受入れております。

以上です。

河合議長 次の質問いってください。

高橋議員 それでは、若者定住支援策の充実についてお尋ねします。住宅リフォーム制度は、一度使った家には使えないという難点があることが分かりました。過去の住民が申請して使った家でも、新入居希望者があれば、年数を区切るなどの対策を取って、若者が町内で住み続けることにつながるべきと考えますが、いかがでしょうか。持家の住民へのローン返済支援とか、アパートに住む住民への家賃補助などの支援で、定住する若者を増やしませんか。

3つ目、少しでも働き、収入を得たいという子育て世代にとって、幼稚園の預かり保育の実施は切実な要求となっています。令和2年に改定された第2期豊郷町子どもひだまりプランでは、町は、ニーズの調査すらせずに今日まで来ています。私の一般質問にも、要望は聞いていませんという話で突き放してこられました。愛荘町のようにやっているところにとっては当たり前の施策です。早急に体制を整え、要望をかなえるべきと考えますが、見解を求めます。

山田地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備・上下水道課長。

山田地域整備・

LT水道課長 高橋議員の若者定住支援策の充実をの1についてお答えいたします。

リフォーム補助の第1条で、この要綱は町民が安心して暮らすことができる 住環境整備を整えるとともに、地域経済対策の一環として町内業者の振興を図 ることを目的として、町内施工業者による住宅の改修工事などを行った者に対 し、その経費の一部を予算の範囲内において補助することとなっております。 第2条では、住宅自らが所有する建築基準法に適合する家屋または家屋の部分 でかつ現に居住している、または居住予定のものについて、居住予定者は転入の ことです。これは、令和2年度に改正し、転入も申請できるようにしております。 第4条では、補助金の交付の対象となる経費は補助対象者の住宅において工事 金額が次に掲げるリフォーム等などに要した費用とする。ただし、1 つの住宅において、第1号、第2号いずれかを1回限りとし、第3号を1回限りとする。第1号というのは建物の内装の改修工事で、2号が居宅、浴室、玄関、台所トイレなどの改修、3が、太陽光システムの新規工事と定めております。他の自治体もリフォーム補助がありますが、多くの市町が1回限りです。

質問のように、新規の入居者希望があれば、年数を区切るなどの対策を取って、若者が町内で住み続けることにつなげるべきとの考えを示されておりますが、若者の定住を促進するのであれば、そのような定住の補助制度を創設すべきと考えます。この住宅補助は、現在お住まいの住宅に対しての補助という大原則がありますし、申請の傾向として、新築の住宅はほとんど申請がありません。旧家の申請が多く、もし仮に年数を区切って住宅改修リフォーム補助を認めた場合、何回も補助された後に解体されるケースも出てこようかと考えられますので、慎重に行うべきと考えております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の若者定住支援の充実をの②のご質問にお答えいたします。

本町では、平成29年度より若者の新生活応援事業として、豊郷町結婚新生活 支援事業費補助金を実施しております。また、本町では、小・中・高生までの医 療費無償化、小・中学校給食費の無償化など、安心して子育てしやすいまちをコ ンセプト、若者の定住を推進してきたところでございます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質問のうち、3、幼稚園の預かり保育の実施体制を整え、要望を かなえるべきと考えますのご質問にお答えいたします。

> 幼稚園の預かり保育の実施についてのニーズ調査を今年度行う予定で進めて おります。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 住宅リフォーム制度については始まってからそういうことで進んできたんだと思うんですけれども、特異なケースとして、今回、担当課の方に足を運ばれた方が実際におられるわけなんですよね。住宅というのもやっぱり年数がたちま

すと、劣化があったり、本当にまだ不便を感じるから改修したいなという事案も本当に出てくると思うんですけれども、件数を調べましたら、それがずっと順調に、同じ件数で住宅リフォーム制度が使われていないんですよね。そういう点では、予算にも余裕があるんでしょうし、その他町長が認める者という項目を上手に使って、本当に10年20年たって、大変な状況を何とか工夫してそこに住みたいという若者が出たんですから、何とかそこら辺は考えられないものでしょうか。

そして、持家住宅などのローンについてのことは、新しく団地に新しく住んでいる方でも空き家が目立ってきているんです。というのは、本当に若者世代が払えると思って、頑張って新築して住もうと思ってもなかなかローンが厳しかったとかいう事情などでやむなく家をもう売ってしまって、町から出ていく。こういうことも見えてきています。そういう点で、先ほど公営住宅の家賃等のこともありましたけれども、町民にとって持家とかアパートへの若者世代への負担というのはすごく覆いかぶさっているんじゃないかと思うんです。そういう点で、こういう制度を利用して住み続ける、そしてまた豊郷に住んでくださる方を増やすという1つの作戦にもなると思うんですけれども、再度答弁をお願いします。

そして、ニーズにつきましては、調べるということですので、一歩前進かなと 思います。よろしくお願いします。

以上です。

山田地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長

山田地域整備·上下水道課長。

山田地域整備・

上下水道課長 高橋議員の再質問にお答えします。

新規の入居者が転入でいてるのに、町長が認める場合で特例をつくっていただけないかということですけれども、そういう特例をつくると今後尾を引いていくので、なかなか難しいと思っております。また、令和2年度には、今までは転入者の方は必ず断っていたんですけども、転入者の方でも申請ができるようにはしておりますので、それ、1回補助を入っている住宅を再度またお金を投資するということは今はちょっと考えていないということです。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の再質問にお答えいたします。

持家住宅のローン返済の支援をということで、ローン返済の途中で家を手放す方もおられるということで、ちょっと意味合いというか、原因が違うかなと思います。まずはやっぱり正しい返済計画などを立てて行っていただくのが普通かと思いますし、また、アパートにつきましても、やはり、夫婦間の所得に応じた金額でのアパートの賃貸設定なりを行う必要があると思いますので、その点につきまして、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 次行ってください。

高橋議員 生理の貧困対策として、生理用品のトイレへの設置を。昨年の6月議会で、生理の貧困対策として、生理用品をトイレに配置している学校を紹介してある、その事例がたくさん載っている新婦人新聞を紹介して、本町の小・中学校トイレにも配備をと提案したところ、9月議会の答弁で、予算化をしましたということでした。しかし、従来と何ら形が変わっていません。また、現場の理解が得られないという教育長答弁でしたが、できないという状態を何とか前に進めるために、本町でもトイレに配置して、必要とする子どもが気兼ねなく入手できるようにするにはどんな課題があるのかを調べて、その課題解決のために必要な対策を講じるべきと思いますが、答弁をお願いします。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質問にお答えします。

学校からは、生理用品を保健室まで取りに来られることにより、生徒とコミュニケーションが図れるメリットがあるとの意見も聞いております。また、管理面も課題があると聞いていますので、現段階では現状のままでいいと考えております。

河合議長 次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、一問一答で質問します。

町長にお伺いいたします。災害対策と消防団活動を問います。

新型コロナウイルス禍で防災訓練は、昨年と一昨年は中止となりましたが、今 年度は実施される方向で計画されると思いますが、どのような方法で実施され るのか。もし中止されても、いつ発生するか分からない災害に備えておく必要があります。その中で、消防団との連携が重要であると思われるが、どのように考えているのか、答弁を求めたいと思います。

まず、1つ目、本年度の防災訓練方法はどのような方法で行うのか。

2つ目、もし災害が発生すれば、どのような方法で町民の皆様に連絡を入れるのか。

3つ目、令和3年度の行政懇談会で出ていた災害対策はどのように回答され たのか、なっているのか、それをお聞きしたいと思います。

4、今まで避難所を開設してきて、利用された方は何人おられるのか、また、 利用された方からいろんな意見が出たと思いますが、どんな意見が出たのか、出 なかったのか、それも答弁願います。

5つ目、令和3年の6月議会で質問しました消防団員の団員数は、その後どのようになったのか、人数が増えたのか減ったのか、現状のままなのか。それもお答え願いたいと思います。

6つ目、消防車を運転するには必要な免許証が要ると思います。消防車、今、2 台ありますが、1台は普通車で乗れますが、1台は中型免許が要ると思います。 それで運転するには、運転手を限定しなければならないと思いますが、どのよう に確認しているのか、それをお答え願います。

7つ目、消防団員の体調管理は、本人はするのは当然やと思いますが、町や消防団の幹部は知っておく必要があると思います。なぜかと言いますと、もしその方が病気とか、いろんな病気を持っておられたら、必ずしも運転なり、活動に支障が来すと思いますので、それは幹部の方は知っておく必要があると思いますので、確認しているのか、それも問いたいと思います。

8つ目ですけども、町独自の水防訓練は、一度犬上分署と協議するという、前回のときにそういう答弁がありましたので、その後どのようになっているのか、 それを答弁願いたいと思います。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、4番、村岸議員の災害対策と消防団活動を問うのご質問について、 私からは3番以外の部分をお答えさせていただきます。

まず、1番目の今年の防災訓練は9月25日に豪雨災害を想定して実施予定で、災対本部訓練と各字の一時避難所への避難訓練を想定しておりますが、詳細については現在検討中で、第2回の区長会までに内容を決定してお知らせする

予定をしております。

2番目の災害時の連絡方法ですが、防災行政無線を主として、町のホームページやテレビ、ラジオと連携しての情報提供、また、夏以降に運用を開始する予定の結ネットでも情報提供が可能になると考えております。

4番目の避難所関連ですが、今まで豊日中学校、日栄小学校、字の公民館で開設をしまして、約300人が利用されたと把握しております。避難された方や職員からいろいろな意見や要望をいただきましたので、テレビのアンテナやWiーFiを整備したり、備蓄品の工夫をしたり、改善を続けております。

5点目の消防団員数ですが、6月1日現在で38名で、昨年より1名減であります。

6点目の消防車の運転免許ですが、入団時に、免許の保有状況について本人に 確認をしております。

7点目の団員の体調管理ですが、消防団活動に支障の出るような疾病の場合 は本人から申し出があると考えておりますし、そうでない場合は特に把握はし ておりません。

8点目の水防訓練の犬上分署との協議ですが、新型コロナウイルス感染症の ため、協議が進んでいないのが実情です。今後、コロナの状況も踏まえ、実施に 向けて協議をしていきたいと考えております。

以上です。

山田地域整備·

上下水道課長 議長。

河合議長

山田地域整備・上下水道課長。

山田地域整備・

上下水道課長 村岸議員の質疑、質問にお答えいたします。

災害対策と消防団活動を問うの③についてです。令和3年度の行政懇談会で質疑があった後、湖東土木事務所道路課長に写真を添付して対応をお願いしたところ、湖東土木事務所でも現状を確認したいとのことでした。そのため、行政懇談会後、大雨が降っていないため、確認ができておりませんので進捗がございません。再度大雨のときは確認するよう申入れを行いました。あと上下水道課で令和4年度、今年度ですけども、豊郷町雨水流出解析調査、太田川の排水区を実施します。この範囲に八幡神社付近の地域が入っておりますことを申し添えます。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 再質問いたします。

防災訓練は、例年どおりの避難訓練ということは、実施されると思われるんですが、本部としての、要するに豪雨であれば水害が想定されるので、そういうふうなときの訓練等は、本部として行うのか、行わないのか。要するに消防団員も本部の方に出てくると思いますので、その消防団員が、例えば土のう訓練をするとか、そういうようなことは本部としてできないのか、するのか、せえへんのか、できないものか、それをお答え願いたいのと、この避難訓練はもういつも各字でやっておられますので、例年どおりの訓練方法になると思います。それもやはり避難所の状態等ももっと考えて、やはりそこへただ単に避難するやなしに、やはり段ボールベッドとか、そういうのがあるならそれを用いて、こういうふうにするんですとか、説明をするとかそれらもする必要があると思うんですが、その点もお答え願いたいと思います。

それと、3番目の行政懇談会に出たやつですけれども、八幡神社のところの川の増水等はずっと前から言っております。これは前でも出したことですが、行政の方からは、彦根市の方が進まんことには豊郷の方はなかなかできへんのやと、工事はできへんのやということも聞いておりました。その安食川の工事は、いつ出来上がるのか。それができんことには豊郷の方の川は改修できないということになっておりますので、もしその安食川ができないときに氾濫でも、細かい川は氾濫でもすれば、その対策はどのようにしていくのか。安食川はできひんさかいに、こっちはほったらかしだというわけにはいきません。その手当てはどのようにするのか、それをお答え願いたいと思います。

それと、5番目の消防団員の数ですんやけれども、これは増やしていくという話を前回も聞いております。それが反対に39が38に減ったということは、何も努力してないと思うんです、増やす努力を。ということは、団員の方に聞いたんですけど、私は体調悪いさかいに消防団をやめさせてくれと言うたんやけども、人数がないさかいにもうちょっと待ってくれというふうな話も聞いております。中には人工透析にされた方もおられます、団員の中でも。そして、何か話聞くと、脳梗塞を患った方も団員の中におられるということも聞きました。そういう方が、もしも現場に行かれて事故でも遭われた場合には、誰が責任持つんですか。本人が自分の正義感で出ていってやったら、本人の自己責任になると思うんですんやけども、体調悪いのにやめさせてくれと言うて申し出てはるのに、人数がないさかいもうちょっと待てという止めたんは行政の方やと思うんです。

団の方の幹部が止めたか知りませんが、もしそういう方が事故に遭われた場合に止めた方にも責任があると思うんです。そういうことも考えて、やはり団員はしっかりした人を確保してほしいと思うんです。その中において、今、消防団員を増やすには、消防団応援の店というのがありますね。それは町やなしに県か、出しているんですけども、その応援の店は近隣にどのぐらいあるのか。そういうのをPRすれば、やはり団員も増やせるんじゃないかと思うんです。例えば彦根市でいきますと、洋服の青山とかはるやまとかいうとこは、消防団員の応援の店になっとるんです。消防団員証を見せると服も安く買えるというふうなこともありますし、ある飲食店行けば、その団員証見せれば食事も安くなるというふうなことはあるんです。やはりそういうなんをもう少しPRとして使って、団員を増やすというふうに働けないもんかですね。豊郷町内に何軒あるのか、近隣にどのぐらいあるのか、町として把握してあるのか、その人数をお聞きしたいと思います。

それと、消防車の運転ですんやけれども、緊急の場合には絶対に、その人が免許証ないさかいにわしはできへんのやというわけにはいかんと思うんです。この機関員の中に、消防車を運転されると、免許持ってはる方は実際に把握しているのか。あんたは免許ないでってその車乗ったらあかんでと言えるのか。夜でしたらお酒も入っています。あなた、酒飲んできたらあかんでいうて、言えるか、言えないかですね。そういうこともやはり公用車を運転する場合には、やはり事故というやつを一番頭に置いて、運転する人はやっぱり気つけてもらわな。そこだけははっきりと確認だけはしてほしいと思います。

それと、水防訓練もコロナ禍でなかなかできなんだと言っていましたけども、話し合いぐらいやったらできるでしょう。訓練するんやない、どういう形でもっていくとかいうのは、話ぐらいは分署と消防団の幹部と町の幹部で話ができると思うんです。それは必ずすべきだと思いますが、その点もお答え願います。以上です。

山田地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備・上下水道課長。

山田地域整備・

上下水道課長 村岸議員の再質問にお答えします。

安食中の改修工事の方は、ちょっと県の方にまだ確認しておりませんので、確認してまた報告させていただきます。この安食中の迂回の改修工事が進まなかった場合、手当てをどうするのかということですが、今、町内で雨水流出調査と

いうのを行っています。今回は大力川の排水区を実施していますので、例えば今、 安食南に流れる川が大力川の方に落とせるかどうかも検討しているところです。 以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、避難、防災訓練ですが、本部として行うのかということですが、先ほど申し上げたとおり、災対本部訓練ということで本部がどう動くかというような訓練をする予定をしております。ただ、先ほどおっしゃったような土のう訓練、消防団との連携の部分での土のう訓練については、実施可能かどうかというのも含めて、現在まだ検討中でございますので、検討したいと思っております。

また、避難訓練で各字の避難所の避難訓練の方ですけれども、やはりこの避難をしていただくという行為にやっぱり慣れていただく部分もありますので、そうやって避難をしていただきたいと。避難訓練をしていただきたいと思っています。段ボールベッドの実演等、いいアイデアをいただきましたので、ちょっと実施の可能性も含めて検討をしたいと思います。

次の消防団員の数の減った部分ですけれども、町の広報に載せたり、当然、字の方にもお願いしたり、万一やめられる場合は誰か代わりがいいひんかということでお願いもさせていただいているところで、何とか確保をしようという努力はしております。ただ、全国的な流れで、やはり消防団員の数の確保というのはもう全国的な課題になっておるというところで、本町も同じような状態です。

おっしゃったような体調の悪い団員さん、それを引き留めたというのは役場の方というよりは、やっぱり団の中でそういう話になっておったというふうなことは聞いておりますが、今、懸念されておられるようなことも伝えまして、団の方には申し伝えたいと思います。

あと、その応援のお店のPRツールとして使ったらどうやということで、アイデアをいただきまして、ありがとうございます。町内の飲食店でも使えるとこあると聞いています。ちょっと正確な、何件使えるかまでは私は個人的に把握してないんですけれども、させていただきたいと思っております。

あと、免許のない方の、タンク車に乗れるか、乗れへんかというところですけど、当然把握はしておりまして、ない方にはもちろん運転させませんので。あと、飲酒運転につきましても、消防車に限らず、もう飲酒運転厳禁ですので、もちろんさせないということで徹底しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、水防訓練につきましても、言うていただいたとおり、話し合いの方だけ

でも進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 安食川のやつですんやけれども、聞くところによると、2年前倒しで何かするようなこともちらっと聞いておるんです。そういう情報が何で町の方にも入ってきいひんのかなと思うんですね。やはりそういうなんは、しっかりと確認をしていただきたい。前も八幡神社から行って、小学校の前から横断しとる川の底も一遍県の方も見ておるんですわ。そのときにやはりせんとあかんというふうなことも聞いたんですんやけれども、あれからもう何年もたっておりますので、そういうのをやはり早急にしてもらわんことには、前回みたように大雨になって、水がつくというふうになりますので、そうなったときに、あのままにしておいたら万が一、事故でも起きたら大変ですので。それと、家の方に入るというになれば、土のうを積むとかしていかんと、応急措置等せんとあかんと思いますので、

そういう点もひとつよろしくお願いしたいと思います。

それと、消防団員の数ですんやけれども、これは、やはり有事のときには必ず 団員さんには頑張ってもらわんならんと思いますので、できるだけこれは確保 していただきたいと思います。

それと、やはり各字には自警団員の方もおられますので、これ、条例では何も載っておりませんが、自警団と、自警団員も消防団員になれると、兼ねられるということがなっていますので、できれば、もし、各字で自警団と兼ねてやってあげるという方がおられれば、消防団員の方に入ってもらうように進めていただきたいと思います。それは区長会なり、いろんなところで話を持っていってもらえれば、協力をしてもらえる方も、字もあると思いますので、ひとつその点もよろしくお願いしたいと思いますが、答弁の方をよろしくお願いします。

山田地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備·上下水道課長。

山田地域整備·

上下水道課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

河川の進捗状況は道路の進捗状況と同じで県から全く情報いただけませんので、こちらから聞かないと分からないという状況でございますので、随時確認し

ていきたいと思いますということと、県道の埋設管が詰まっているということなんですけども、今、ちょっと県と町の雨水側溝をした部分でもめていまして、その中で県道の中に町が雨水対策として側溝を入れたんですけれども、その中で、これは本当は県がする事業ですと言ってこの間強く言いました。それでその中で、道路の横断管の点検もしているのかと問いただしたところ、していませんということでしたので、豊小の前の詰まっているのも見に来いということで言いましたので、強く言っていきます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、再々質問にお答えをしたいと思います。

団員数につきましては、ご提案いただきましたように区長会の方でもお願いして、言うていきたいと思っています。ただ、私、二十数年前に消防主任しておったときに、議員も副団長をしていただいておりましたが、当時、あの当時で42人でした。条例定数50人ですけども、当時が42人で今現在38人と20年たって4人しか減ってないということは、確保に頑張っているということで評価していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

河合議長 次の質問いってください。

村岸議員 それでは、2つ目の質問に入ります。

町長にお伺いします。豊郷町の農業への取組について問いたいと思います。豊山町の農業は基幹産業の1つでありますが、今後、農家の高齢化で後継者問題等担い手不足になり、農業は衰退すると思われますが、豊郷町は今後どのような考えを持っているのか、以前もお聞きいたしましたが、今回も同じような質問になるが、以下の点についてお尋ねいたします。

先ほど同僚議員も質問したと思いますが、豊郷町の農地面積はどれだけあるのか、そのうち遊休農地はあるのか、ないのか。あれば、どれぐらい遊休農地があるのか。

それと2つ目、農業者は何人おられるのか。そのうち法人、個人等、団体と、 法人ありますが、それと、認定農業者は何人おられるのか。その認定農業者の中 にも、水稲・麦・大豆の方もおられるし、ハウスの方もおられるし、畜産の方も おられますが、できたらそれを個別に何人おられるかお知らせ願いたいと思い ます。

それと、豊郷町独自の農業者に対する支援はどのようになっているのか。どの

ようなものがあるのか。それもお聞きしたいと思います。

それと、国・県の補助事業に対する町の方の対応は、もし認定農業者等が申請に来られたらどういうアドバイスをしたりするのか。お手伝いをしたってくれるのか、それをお聞きしたいと思います。

それと、この高齢化が進んでいる中で、農業組合長会等でこの高齢化問題について話し合いをしたことがあるのか、ないのか。そういう話を出したのか、出してないのか。それもお聞きしたいと思います。

最後に6つ目は、豊郷町として、基幹産業の農業をどのような方向に持っていきたいのか。どういう農業にしたいのか、それをお答え願いたいと思います。 以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の豊郷町の農業への取り組みを問うについてご説明申し上げます。

まず、①の問いについてですけれども、令和3年耕地面積につきましては374~クタールで、そのうち遊休農地はございます。遊休農地につきましては現在約0.8~クタールでございます。

次に、②の農業者は何人おられるのかについては、2020農林業センサスから262名でございます。認定農業者につきましては、個別経営体が8名、法人経営体が9法人でございます。個別経営体8人のうち、酪農が1人、花卉が1人でございます。

次に、③の豊郷町独自の支援ですが、1つ目に、豊郷町環境こだわり農産物支援事業で、こちらは県の環境こだわり農産物の認証に取り組んだ農業者の方に支援をしております。2つ目は病害虫防除事業費補助金で、米の品質向上を目指して防除を実施した場合の補助金でございます。3つ目は本町の特産物でありますとよ坊かぼちゃんの生産拡大を図るため、環境こだわり農産物の認証を受けたとよ坊かぼちゃんを生産する農業者に対しての補助でございます。4つ目は地元農産物消費拡大事業で、こちらは主に地元で取れた農産物の消費拡大に取り組んだ事業に支援する補助金でございます。

次に、④の国・県の補助事業に対する町の対応についてですが、農業組合長会議等で各補助事業の内容についてご説明をさせていただき、農業者に対してしっかりと情報共有、提供していきたいと思っております。

次に、⑤の高齢化問題等の話ですが、農家の高齢化による後継者不足といった、 地域が抱える課題として会議の中で話はありますが、こちらにつきましては全 国的に難しい問題であり、国や県の施策では喫緊の課題となっております。 次に、⑥の基幹産業の農業をどのようにすればよいのかとのことですが、高齢化や担い手不足により、農家戸数の減少は進んでおります。まずは農地を、集積・集約化し、耕地面積を維持していくこと。また、併せて認定農業者の育成を図り、農地が地域の担い手に集積されるよう努めることが必要かと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員

1番目の農地面積は370~クタールという回答でしたが、これは畑も含めた面積か。水稲面積だけやと幾らあるのか。畑等を抜いた水田面積は何へクあるのか。それをお答え願いたいと思います。遊休農地いうのは、多分水田の方の遊休農地だと思うんですけども、畑等に含めると遊休になるのか、ならないのか。畑、今恐らく遊休畑がたくさんあります。それを遊休と数えてしているのか、していないのか、この面積の中に。374~クの中に遊休畑も含まれているのか。今、0.8~クと言われたものは水田だけの面積か、この畑も含めた面積かね、それをお答え願いたいと思います。

それと、農業センサスで農業者は262名おられるという答えでしたが、実際 に農業を営んでおられる方は何人おられるのか。実際に田んぼ等をしておられ る方が何人かということですね。それを知らせてほしいと。

それと、3番目の豊郷町独自の支援はということでいろいろと環境こだわり 農産物の支援をしているとか云々、これは前回も聞いた答えと一緒です。うん。 それをするにはどういうふうな手続きをすれば支援が当たるのか。この行政懇 談会の方にも出ていました小規模農家の農地が減少しています。町としての認 定農業者以外に支援を行う考えがあるのでしょうかという問いかけが行政懇談 会に出ていました。答えが、中小規模農家にも、でも、人農地プランの中心経営 体に位置づけされれば支援を受けられることもありますので、相談していただ きたいと思いますという回答なんですんやけれども、この中小規模農家の人農 地プラン、人農地プランとは一体どんなものか、皆さんご存じなんですか。個人 個人が人農地プランに自分は出しますよと言うて申請できるものか。できない ですよね。その人農地プランというのはどんなものか。説明を願いたいと思います

以上、それだけを先にお答え願います。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えをいたします。

最初、1つ目の374へクタールの中、水田面積はということですけれども、 現在は374のうち水田面積が359へクタール、畑が15へクタールでございます。そのうち、遊休面積、遊休農地につきましては水田でございます。

農業センサス、2番目のセンサスの262人について実際の数はということなんですけれども、ちょっと私も農業センサスの資料しか、人数については持ってないんですけれども、ちょっとそれが、今、実際にしているのがどれに当てはまるかというのがちょっと確認をさせていただきたいと思います。

次に、補助金の手続きについてですけれども、こちらにつきましては、いろいろ補助金ございますので、ご相談いただきましたらご相談に乗って、相談に乗ったことについて回答させていただきたいと思います。

農地プランにつきましては、農業者の年齢と後継者の有無等を今後どうしていくかというようなことであります。これを、ただ、地図化し、地域ごとに相談に乗りながら、5年後、10年後、後継者がいない農地の面積をどうしていくかというようなプランを定めていくことになります。それに基づきまして、集積化とか集約化につなげていくようなプランを考えていくというようなシステムになっております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

村岸議員 はい。

村岸議員

河合議長 村岸議員。

今、人農地プランのお話が出ましたけれども、確かに人農地プランは、高齢化や農業の担い手が不足するのが心配される地域、集落を単位として、しておりますね。個人ではないと思います。今現在、人農地プランをやっている集落が、豊郷町内で何集落あるのか。それ、もしできていない集落は、実際にその人農地プランができるのか、できないのか。それがもしできないんなら、町として、その人農地プランをやって、手がけて、町として人農地プランをできるのか、できないのか。各集落できなければ、町としてできるのか、できないのかね。そうしてやらんことには、この行政懇談会に出てきた問いに対して答えがなかなか出へんと思うんです。支援がありますよと言うても、私はそんなとこへ入っていませんので、本当支援を受けられへんのやなとなりますやん。そやけども、これ、これでいくと、なんぼ入ってても個人が支援してくれ言うても、支援をしてもらえへん。その地域に対して支援はあっても個人には支援ができへん状態ですね、人農地プランのやつは。

ほんで、行政懇に出てある問いの方に対しては、どのように回答されるのか。 相談してこいとなった場合に、相談に来はりました。そしたら、人農地プラン、 あなたの字は人農地プラン入ってはりますか、やってはりますと。そしたら、あ なたに対してこういう支援ありますとか、できませんとかいう答えを出すのか、 出さないか。個人的にできるのか、できないのか。それをはっきりしてもらわん ことには行政懇談会に出してきはった人に対しても答えが出ていかへんと思う。 これを皆さん、ほかの農家の方もこれ、多分読んではると思います。それで、そ の点をはっきりしてやらんとあかんと思いますし、それと、認定農業者において も、各集落、法人も、高齢化が進んでいって、その周りは、各字の法人も、担い 手不足になっとる。これが5年後になってきたら、恐らくない字も出てくると思 います。そのときに、町として、そうなった場合に、やはり豊郷町内の農業を守 っていくためには、町としてどのように動くか。これを、3つなり4つなりを1 つの法人と、法人合併をさすのか、それとも町として、1つの団体みたいなもの をこしらえてするのか。全部、それか、個人の認定にお願いするのか。それは先 を見据えて、やはり町としても真剣に、先を見据えた考えを出してほしいと。そ のためにも、やはり一番最後に、豊郷町の考えはどうかということを問うてるん です。どないするのかと。今後の農業をどない持って行きたいのかと。町として の考えを最後にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えをいたします。

人農地プランの実質化のことについてですけれども、私も来て、調べさせてもらったんですけど、過去に各字に出向いて人農地プランについてのお話をしていると。その後、あまりこう修正機会を、図面を変えたいとか、どこの部分についての地図を変えたいとかというのは、あまりまだできてないようですので、もうこれについては、もう本当に待ったなしのような感じにもなってきておりますので、農業委員会やJAの人らと協力しながら、どのように進めていくかを相談していきたいなというふうに思っております。

また、認定農業者や集落営農につきましても、今後、高齢化が進んでいくということで、どうしていくかという件なんですけれども、実際、今、日本で進んでいるのは集積化とか集約化が主になっておりますので、まず、豊郷町についてもそちらの方は進めていきたいなというふうには考えております。

しかしながら、先ほどの鈴木議員さんのご質疑もあったように、家庭農業とか、 半農半Xとか、新しい農業の形も出てきております。また、農地法の関係で、5 反要件が緩和されるというような話も聞いておりますので、また、新規農業者が増える可能性も出てくるかと思います。また、全国でもいろいろこう、地域おこし協力隊とか、そういうようなこともしておられるとこもありますけれども、実際豊郷町にそれが合うかどうかというのも、今はちょっと分かりませんけれども、またいろいろとこういう、ちょっと、5 反案件とかの緩和も考えると、今後の全国の農業を注視しながら考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

河合議長 次に、日比野雄二君の質問を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 それでは、1問、質問をいたします。

まず、コロナワクチンの接種率と4回目の接種について問うということで、現在、豊郷町ではほぼ毎日のように感染者が出ている状況です。重症化を防ぐためにも接種が重要と考えられ、このためにも、現時点での接種率と4回目の実施計画を問うということで、まず、1番目に、3回目の18歳以上の接種率。これについては、3回目の接種率という回答でよろしいかと思います。

2番目に、5歳から12歳未満の接種率と、今後の接種回数、4回なのかどうなのか。

3番目には、4回目の接種の実施計画と、町としての考えを問うということで、 ここではいつからとか、完成予定、それとあとメーカーについて伺いたいと思い ます。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野雄二議員のコロナワクチンの接種率と4回目接種について 問うのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の3回目の18歳以上の接種率についてですけれども、現在3回目接種については12歳以上から可能となっていることから、12歳以上の接種率となりますが、令和4年5月31日現在で79.6%となります。

2番目の5歳から12歳未満の接種率についてですが、こちらも令和4年5月31日現在で、1回目接種が11.4%、2回目接種が5.6%となります。また、今後の接種回数についてですが、豊郷病院での第1回目の接種が可能となる日程は現時点で4日程となっております。なお、現在は彦根市内の小児科での接種も可能ですが、こちらについては医療機関により日程数が異なるため当町の

方では把握しておりません。また、3回目接種は現在承認の方はされておりません。

3番目の4回目接種の実施計画等についてですが、大臣指示の改正により3回目接種の完了から5か月以上経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者であって、基礎疾患を有する者、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者について接種が可能となったことから、現在設定しております6月の接種日から対象となる方も接種を実施する予定です。完了予定日については、厚生労働大臣の臨時の予防接種の指示の期間が令和4年9月30日までとなっていることから、現時点での完了は、令和4年9月30日としております。使用ワクチンについては、これまでと同様ファイザー社製、及び武田モデルナ社製のワクチンを使用する予定です。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 ただいま回答いただきましたけれども、追質問ですけれども、1番目の接種率、3回目の接種率が79.6%ということで、非常に高い接種率ということになりますけれども、ちなみに、3回目の接種までの間のワクチンの廃却率。これ、分かれば教えていただきたいと思います。

そして2番目ですけども、5歳から12歳未満の接種率が、1回目が11.4%、2回目が5.6%ということで、こういうような低い接種率になっておりますけども、通常、集団免疫を得るためには最低でも60から70%の接種率でなけないかんと。ちなみに、60歳以上であればもう80、90の接種率になっていますので、これはもう集団免疫ができたという判断もできると思うし、免疫ができたという判断になりますけれども、これ、5歳から12歳についてはブラックボックスのような感じで、もう平均すると5、6%、これ1割もこれ接種してないと。そういうことになりますと、仮にこれワクチンが、これ、転移しますから、年寄りはええんやけども、若い人にこれからどんどん、どんどん感染率が高くなってくる場合に、本当にこれでええのかどうなのか。やはり普通考えたら、幾ら5歳から12歳未満の接種率が、もう5、6%ということになれば、これをやはり30、40に上げる努力をしないと。まだこれ、ワクチンの変異することによって、これ下手したら12歳がとてつもない状況になる可能性もあります。これは全国的にそういうふうに低いというのは私も認識しておりますけども、やはり、このまま捨てておくことは、これはもうこれはお父さんお

母さんの認識が私に言わせれば低いと。やはりその認識、啓蒙するためにもやはりこの接種率を上げていかないと、私は将来非常に困ることが起きると思うんです。危惧しております。ですから、町としても、こういう現状です、現状見るだけやなしに、何とかこの接種率を上げる努力をお願いしたいと思います。それについて回答をお願いします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野議員の再質問にお答えします。

ワクチンの廃棄数についてですけれども、本日現在で廃棄の方は0でございます。こちらにつきましては、全員協議会の方でもご説明させていただきましたけれども、使用期限が来たワクチンをバイアルごと廃棄したのは0でございます。当然日々の接種の中で残薬が余った分のワクチンは廃棄をしておりますが、そちらについては、どの程度廃棄したというのは報告する必要はありませんし、把握の方はしておりません。

また、5歳から11歳の接種率が低いということですけれども、昨日も豊郷病院で1回目の接種の方を行いましたが、予約枠が30人に対して、4町、本町含めて愛荘町、甲良町、多賀町の子どもさん接種ができるんですけども、予約が9ということで、ほぼ予約が入っていない状況でございました。

まず、5歳から11歳につきましては、我々、12歳以上の、成人ではないですけども、12歳以上の対象者については努力義務規定の方が設定されておりますけども、5歳から11歳の方については努力義務規定の方はございません。特に保護者の判断で接種されるかどうかというところもありますし、接種そのものは強制ではありませんし、そこら辺の部分で、なかなかうちとしても接種勧奨が、接種勧奨そのものは接種券を送って、できれば判断して、打つ、打たない判断をお願いしますということしか言えませんので、それにつきましてはなかなか難しい問題かなというふうには考えております。特に、皆さん、保護者の皆さんも接種の方をされて、副反応が出て高熱が出たとか、それぞれ個人差の方はありますけども、やはり小さい子どもさんに今までこれまで人類が打ったことのないメッセンジャーRNAワクチンを打たせるかどうかという判断は、やはり難しい部分があるのかなあという部分は思いますので、そこら辺、なかなか接種が進まないというのは現状、うちの方でも忸怩たる思いではおりますけれども、それを積極的に進めるすべがあれば、いいお知恵があれば拝借できればなというふうに考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 今、回答いただきましたけれども、大変とは思いますけれども、何とか努力していただきたいと思います。

それと、もう1つ、今は5歳から12歳ということで、云々言っていますけれども、海外とか将来、0歳から5歳未満の子どもについても、やっぱり接種をしている国もありますし、今後接種を考えていくという国の考えもあるかと思いますので、そこら辺も含めて、今後の考え方だけ、最後にお聞きしたいと思います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野議員の再々質問にお答えします。

0歳から5歳までの接種につきまして、こちらの方につきましては、海外の知見を集めまして、厚生労働省の厚生科学審議会で最終的に判断されることになろうかと思いますので、そのそちらの動向を見て、当然0から5歳の接種が可能となった場合は、病院の方で接種機会の確保について努めてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。長時間ご苦労さまでした。

(午後2時42分 散会)